

(附記大正六年通常總會ニ於テ剩餘金ヨリ生ズル配當金ハ出資ノ拂込ニ充ツルモノ、外救濟貯金ト爲スモノト定ム)

尙信用組合の公益機關たる機能を發揮して村内の有爲の青年を教育して人材の養成に努むるものもある。静岡縣駿東郡印野村信用購買販賣利用組合は大正十二年七月から御慶事記念育英資金貸付を始め、相當成績の良好なるものがある。又山口縣豊浦郡彦島信用組合は成俗會ニ云ふ附屬團體を組織して、戊申詔書の趣旨を奉體して醇厚俗を爲さんが爲に諸種の事業を行ふて居るが、

學費の貸與は其の一である。其の規程の一部を次に拔萃する。

- 一〇、本村出身學生ノ學藝ヲ獎勵シ人材を養成スル目的ヲ以テ學費ヲ貸與スルモノトス
- 一一、貸與學生ハ小學校長ノ意見ヲ聞キ左ノ各號ニ照シ之ヲ選抜スルモノトス
- 尋常小學校卒業以上ニシテ中學又ハ中等專門學校ニ於テ修業スルモノ
- 成績可良ニシテ前途ノ見込アルモノ
- 操行端正ニシテ身體健全志望確實ナルモノ
- 學資金缺乏ノモノ

- 一二、貸費生ニ採用セラレタルモノハ理事會ニ於テ適當ト認ムル二名以上ノ保證人ヲ立テシメ貸費償還ヲ誓約セシムルモノトス
- 一四、貸費生ハ成業後一時若クハ月賦ヲ以テ貸費ヲ償還セシム其ノ一時ト月賦トハ理事會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス月賦ハ成業就職ノ月ヨリ起算シ、貸費ヲ受ケタル月數ヲ起スコトヲ得サルモノトス

斯くの如く信用組合は諸種の貸付を行ふて居るが、其の資金は如何にして得て居るか云ふに大正十三年度末に於て次の如くである。

拂込濟出資金	一一一、五二二千圓
諸積立金	四九、三五六
借入金	六三、四七四
貯 金	五二五、二八三

即ち信用組合の資金の約七割は貯金であつて、組合は貯金の蒐集に就ては特に熱心である。而も組合の資金は組合員及其の家族の貯金が大部分を占めるのであつて、組合の主たる資金がか、

る貯金に依つてゐることは、小産者が有無相通じて相互に助け合ふ組合の本旨にかなふものはねばならぬ。

三 貯蓄機關としての信用組合

信用組合は小農家に取つて唯一無二の金融機關であることは上述の通りであるが、之と同時に小農家に取つて最も適当な貯蓄機關なのである。

貯蓄機關の種類は数多いが、小農家に取つて最も好ましくものは信用組合であること云はねばならぬ。信用組合は多數の組合員が互に其の支拂の確實を保證して居る團體である。殊に無限責任の信用組合に於ては、總組合員連帶無限の責任を負擔して組合の支拂能力を保證し、組合員互に相信任しつゝ、組合の確實の爲に盡力して居るのである。信用組合は其の貯金を最も安全な用途に投ぜむことを期するものである。信用組合は組合員外には貸付せず、而も組合の貸付に付ては組合員が其の貸付金を如何なる用途に使用して居るかを調査し、適當であること認められた後貸付するのみならず、貸付金の運用状態に付ては組合役員及他の組合員も之を知り、之を監視し得るのである。

ある。亦信用評定委員に依りて貸付限度を定めてあるから、放外な貸付も行はれないのである。其の上更に貯蓄機關の經營當事者には最も着實穩健な人を選ぶことが出来る、組合の理事は大多數の組合員の信任を得て當選した人であつて、銀行の重役の如く貯金者とは何等關係のないものは全然趣を異にし居て、組合員も自己の爲に不利益な事を謀る人を選擧することはしないのは當然である。信用組合は組合員の住居する町村にあるので、住宅から遠い筈がなく、其の取扱手續も各自組合員の協議の結果出來たものであつて、他人の強制又は命令を受けて居ること云ふ感じはない譯である。組合は組合員の家庭をよく知悉してゐるから、小供が引出しに行つても間違さへ起ることはないのであつて、都會地に於ける如き貯金引出しの際の危険さへないのである。

更に信用組合が他の貯蓄機關と異つた重要な點がある。それはかくして集まつた貯金は地方の農業の爲め、又地方の産業の發達の爲に供せられること云ふ點である。今日の風潮は何事もあれ、其の重要なものは凡て之れを中央に集中するのであつて資金の如きも甚しい中央集中の傾向を示して居る。租税を始めとして專賣益金、鐵道運賃、保險料、銀行預金、郵便貯金、有りこ有らぬものが中央に集つて行く。大銀行が地方銀行を合併し、若くは其の勢力下に置いて地方から集

めた資金は自然に本店所在地たる大都市に送られて居る。此の傾向は我國のみならず諸外國に於て其の程度が一層激しいのを知るのである。英國の如きは殆ど全國の金融が倫敦の五つの銀行に支配され、其の銀行の内には四百有餘の支店を有するものがあるのを思へば其の集中の程度を察知し得る、其の他の歐米諸國も程度の差こそあれ、皆同様の傾向を示して居る。其の結果は地方の資金の涸渇を來たし、地方金利の高騰を齎らし、地方産業の發達に非常な障害となつて居る。信用組合は此の際にあつて資金の中央に流るゝのを防止して地方に留め、一般金融市場から等閑視さるゝ農業金融特に小農家の金融に便宜を與へて、地方の繁榮を圖る唯一の機關である。小農家は此の一點にても信用組合に其の貯蓄を任すべきではないか。まして、基礎鞏固、支拂能力確實、資金投資法の安全、經營者の着實、預入拂戻の便利等の利點あるに於ておやである。

有限責任宮村信用購買販賣組合は滋賀縣甲賀郡宮村一圓を區域として明治四十一年九月の設立に係り、大正十三年末に於て組合員數二百九十五名に達し、全村の住民を網羅し、村民活動の中心機關として活躍して居る。貯金の獎勵には特に熱心であるので、其の高も年々増加して居る。最近五ヶ年間の成績を示せば次の如くである。

年次	組合員貯金	家族貯金	團體貯金	合計
大正九年	三三、七四一	二〇、六八四	二一、〇九〇	一五五、五二五
大正十年	二四、一三〇	二六、一九五	三三、六〇三	一八四、九三七
大正十一年	二五、一七七	四九、〇〇四	二七、九三五	二〇六、一三六
大正十二年	二〇、八六八	四六、八五九	二〇、八三八	三八、五五三
大正十三年	一八〇、九六五	×二一、四六一	—	三二五、五七七

×團體貯金ヲ含ム

本組合の貯金の種類は當座貯金、定期貯金、規約貯金、備荒貯金、團體貯金、家族貯金、結婚準備貯金及徴兵結婚保險貯金の八種である。

一、當座貯金 組合員は全部當座貯金口座を有し、各自生産した物品は悉く組合を通じて販賣するので精算期日に至れば、全部之を本人の當座貯金に入れ、其の精算全額を本人に通知するのである。組合員は組合より交付を受けて居る貯金拂戻請求書に其の所要の金額を記載して支拂先に渡し、之を受けたものは取纏めて之を組合に提出して自己の當座口へ振込むのである。村内の諸税納付及組合購買代金の如きも悉く此の方法に依るものであつて、村内の諸支拂は悉く同請

求書に依つて行はれて居る。組合員は組合より交付されてゐる貯金受拂帳を月一回事務所に提出して記帳を受ける。組合員は當座貯金残高減少に先立ち、米販賣申込其他の方法に依り貯金し、時期に依つては販賣を見合せ、組合の農業倉庫票を擔保して組合より借入れ、之を貯金に振替へて隨時引出して居る。

二、定期貯金 當座貯金の残高が常に一家の支出額以上にあるものに對し、之を定期に書換へるこゝとして居る。金額は百圓以上期間は一ケ年である。

三、規約貯金 明治四十年組合設立と同時に戊申記念宮村同盟勤儉貯蓄規約を設け、十戸内外を一區域とし、毎月一定に區域内各戸に順當に集金預入し、一組に一個の貯金函を渡し之を回送せしめて居る。此の貯金も其の成績の頗る良好であつて、互に取纏め合ふこゝが、貯金思想の涵養の原動力となつて居る。

四、備荒貯金 宮村は稀有の旱魃地である處から、一朝其の災厄に遭遇するに其の復舊工事の爲に副業さへも出来ない状態となり、生活の維持に困難を感じるので、其の準備の爲平常に於て臨時収入の全部を預入するこゝとし、組合の配當金の如きも凡て之に預入れしめ、事ある場合

の外拂戻をなさぬ。

五、團體貯金 村内各種團體の貯金を取扱ふのであつて、農會、青年會、軍人會、農友會、處女會の各本支部の歲計差金を保管して居る。

六、家族貯金 青年會員、婦人會員、軍人會員等の貯金である。青年は村治を理解し、將來公民たる素地を十分に備へなければならぬ、故に村の開発の中堅たる産業組合に關してはよく青年の中から理解せしむるの必要があるので、一つは組合の資金供給の爲、一つは勤儉の思想涵養の爲、青年會は各支部に於て各人毎月三十錢宛の貯金をなさしめ、取纏めて組合に預入して居る。婦人會員は毎月支部總會の際各人二十錢宛貯金し、軍人會員も各人毎月三十錢宛を貯金して居る。

七、結婚準備貯金 東宮殿下御成婚記念として設けたものであつて、子女出生の場合三ケ年間毎月、或は半年、一年掛として以後十五年間据置一定の金額を受取るのである、百圓に付、月掛一圓六錢、半年掛六圓二十八錢、一年掛十二圓三十八錢で、組合事務所が役場になつて居るので、出生届と共に申込をなさしめ、製繩等の副業収入を以て子女の結婚の準備をなさしめる主旨

である。

八、徴兵結婚保険貯金 男子が入營に備ふる爲の貯金で一時拂込、五ヶ年拂込、七ヶ年拂込の三種で、拂込金は年賦又は生年掛として居る。入營者否かを問はず同額の拂戻を受ける純然たる貯金である。女子に對しては結婚の目的で之を行はしめて居る。

同組合は債券保管云ふことを行ふて居る。これは組合員の貯蓄心を涵養する爲であつて、規約貯金、備荒貯金及家族貯金の額が五十圓に達すれば本人の希望に依つて勸業債券其の他確實なる有價證券を購入し得ることとし、該證券の番號、金額を記載した保管證を交附し、組合にて保管上、抽籤番號の調査及毎期渡利札は組合より直接取纏め、現金の支拂を受け、夫々規約、備荒家族貯金に組入れしめて居る。大正十二年十一月末に於て保管して居る高は一萬一千三百八十五圓であつた。

以上の如く諸種の貯金があつて、當座、定期の如きも普通の銀行に多少趣を異にした利便を有するが、就中信用組合の貯金の特色とする處は強制貯金である。貯金は其の性質上任意なるべきが本來であるが、任意では貯金は集まるものではなく、放任したのでは貯金者の爲にもならない

のであつて、特に小農家に取つては一層強制の必要を感じるのである。今日の小農家の困難は主として資金の不足に依るに云ふべく、彼等は現金に就ては一年間の貯へさへなく、肥料を買ふにも借金又は掛買をせねばならない。かくては一人前の農業者として獨立し得るものではなく、少くとも一ヶ年の事業乃至生活費位の餘裕は是非欲しいのであるが、これは個人に任せては容易に成功するものではない。此の如き場合には組合は便利な方法を設けて不知不識の間に貯金の出来る様にするには多少強制的であつても本人の快よく参加する以上寧ろ大いに奨励すべきである。農産物の收穫の際に其の一部を組合に提供せしめ、共同販賣して貯金を爲さしめる如き、又は地方に於ける道路の改修、耕地整理等に出役した時には其の收入の一部を貯金せしむる如きは有益な方法ではあるまいか。上記の貯金の中には種々の強制貯金があるが、其の他我國の農村の信用組合が行ふて居る強制貯金の内特に興味あるものを次に記すこととする。

約束貯金 東京府入新井信用組合長加納子爵の新案になつた貯金であつて、組合員が借入金を書き込みは條件として借入金の百分の二以上を毎月貯金せしめ、元金の返済に充つる時の外は拂戻をなさず、利子は貸付金利子よりも年一分だけ低く定められたのであるが、此の貯金の利益

は組合としては貸付金利子の未収に終ることなく、組合員に三つては借金よりも多少少額の金を手許より出すにすぎないから返済の苦痛を軽減すること云ふ點にある。

御慶貯金 組合員中出産の慶があつた時組合の理事より祝意を表する爲貯金券を贈り組合員は之を組合に貯金して通帳を受取り、組合員は其の出産子女の爲に引續き貯金を爲す義務を負ふのであつて、京都府伏見信用組合が始めたものであるが、全国の各地に行はれ、新潟縣下の組合は殆ど之を實行して居る。

納税貯金 組合員に代つて組合が納税代理を爲さむ爲のものであつて、多くの組合員に對し、又町村の財務關係を圓滑ならしめる上に有效な貯金である。此の貯金は納税貯金規定に基づき、各納税者の一ケ年の税額を十二等分したもよりも幾分多くの金高を貯金せしめて居る。これは組合員に限らず、員外の者でも納税貯金組合を作れば、其の便宜が得られるのである。

釣銭貯金 購買事業を兼營する組合に於て、組合員に對し釣銭を與ふべき場合に之を貯金せしめるものである。

品評貯金 農産物品評會を開いて、其の出品物の賣上高を貯金に振向けるのであつて、現物の

貯金としては別に初穂貯金云ふものもある。

販賣貯金 販賣事業兼營の組合に見られるものであつて、組合員の共同販賣の賣上高に應じて其の金融の幾分を前引して貯金せしむるものである。

互讓貯金 これは福岡縣粕屋郡青柳信用購買販賣利用組合の行ふて居るものであるが、近時小作問題の喧しい折柄興味深いものである。青柳村は大正十年小作爭議が起り紛擾を極めたので、組合が其の調停の任に當り永年一割八分減すること定め、其の半額の九分を半強制的に組合に貯蓄せしめ他日の生産資金並土地購入資金の一助たらしめんとし、小作問題も解決し、互讓貯金が出来たのである。これは大正十年より十ケ年間据置き、年七分とし中途の拂戻を許さない。貯金者は三百名以上に達し、大正十年二千二百圓、大正十一年一千七百圓、大正十二年二千圓を夫積立てた。毎年十二月二十日を互讓貯金デーとし當日貯金者は農事小組合長の引率の下に所定の農業倉庫に預入し、組合は好き時期を見て賣却し、各自の貯金に振込むのである。

家産造成貯金 最近山口縣福岡縣其の他關西の諸縣の組合は家産造成貯金なるものを行ふものが多くなつて來た。或る一定額を特に長期間据置いて子孫の爲に産を残す趣旨である。其の一例

として山口縣檜崎信用購買販賣利用組合の行ひつゝあるものを挙げれば次の六種類である。

- 一、一時金百六十圓を積立て百年間据置くもの
 - 二、毎年二十一圓宛十ケ年間積立て爾後九十年間据置くもの
 - 三、毎年二十八圓宛五ケ年間積立て爾後五年間据置くもの
 - 四、一時金九十四圓を十ケ年間積立て爾後百年間据置くもの
 - 五、毎年十圓宛十ケ年間積立て爾後百ケ年間据置くもの
 - 六、一の積立金を増加して年限を短縮するもの
- 斯くして百ケ年間に於て五萬圓をなす計畫であるが、貯金思想涵養の上に非常に効果あり、山口福岡にては相當の額に上つてゐる筈である。組合に依つて百年の計をなさんとする事實を見ても如何に組合員が組合に對する信頼が鞏固であるかの一端を知るに足らうと思ふ。
- 亦貯金の蒐集に就ても農村の信用組合は特別の便宜がある。農村に於ては隣保相救くるの心が厚いから、貯金蒐集費を節約することが出来る、多くの組合は區域内を數區に分ち、貯金組を設け、組毎に貯金世話人を置き、貯金世話人は無報酬にて貯金の蒐集に當つて居る。其の他青年會

在郷軍人會、少年團、戸主會、主婦會、處女會、農會、小學校等の連絡がよく行はれてゐることは貯金の蒐集に非常に便宜である。小學校教員の如き組合に對する理解厚く特に組合貯金の獎勵に努めてゐる例も少くないのである。

此の如く種々の點に於て小農家の利便を計る信用組合の貯金が、年々増加し行き最近數ケ年の如きは毎年一億圓を下らざる増加を示してゐることは偶然の事ではないのである。

第四章 農産物の商品化

一 農産物の商品化の必要

近代産業組織の發達と共に、都會地は甚だしく膨脹し、商工業に従事する者日に増加し、主要なる食糧品及工業原料品たる農産物の需要は頓に増大して廣い市場の商品として取扱はるゝに至つた。然るに従來自給自足的經濟の物品として取扱はれて來た農産物が、急激なる經濟組織の變革と共に從來全く異つた性質の下に取扱はるゝに至つた爲に、商事知識に乏しい農家の混亂は甚だしかつたのである。加之、農産物は從來のまゝにては商品としての性質を具備してゐないのであつて、殊に我國の如き過少經營の多い状態にあつては一層其の缺點が現はれて來るのである。農産物が商品としての性質を有しない第一の缺點は保存性に乏しいことである。勿論農産物は、凡て同一程度の保存性を有してゐる譯ではなく、野菜、牛乳、鶏卵、果實の如きものは保存性の

最も少いものであつて、穀物、繭になるに稍保存性はあつても、工業製品に較べるに保存性の低い事は明である。米の如きは長くて五六年、管理が悪ければ一梅雨で品質を粗悪にする。繭の如きは之れに適當な處置を加へなければ汚れたり、蛾になつて賣物にならなくなる。かくの如き保存性の少ない物品を販賣する生産者の立場は勢ひ賣急ぎを云ふ傾向を示すのであつて、農産物の生産者の立場は不利極まるものである。然らば此の保存性は人爲的に増し得るものであるか否か云ふに、穀物であれば乾燥を良くし、調製を入念にし、これを設備管理の行届いた倉庫に保管するにすれば、其の保存性は著しく増すのである。亦繭にしても其の取扱ひを注意して、優秀な乾燥機に依つて殺蛹してこれを保管すれば保存性を増すのである。かゝる共同施設に依つて農産物の保存性を増し、商品としての性質を増して有利に販賣することは如何に現在の中小農家に必要であるかは論を待たないが、我國の産業組合並農業倉庫はかゝる施設利便を農家に與へる主要なるものとなつて活動して來たのである。

農産物が商品として取扱はるゝ上に於ての第二の缺點は品質品種が統一されて居ないこと云ふ點である。農業の經營の規模が小であつて、然も多數の經營者の生産した小量宛が集まつて、市場

に賣出されて行くのであるから、農産物の品位品質が揃はないのも無理はないのである。亦此れは地方的關係からも起るのであつて氣候、風土、地味によつて生産物の性質も異なつて来るから我國の米全部を統一して了ふ等云ふ事は望まれない。近頃は生産上の技術も進んで繭も、米も大分統一された云ふても、工業製品の如く單純化標準化される事は到底不可能である。従つて農産物は賣買に當つて、見本取引をすることが困難であつて、一々實物を検査しなければ賣買が行はれないのであるから、商品としての甚だ取扱ひ悪いのである。商品としての性質を農産物に附して農家の經濟を有利にしようとするならば、出来るだけ農産物の性質の統一をせねばならぬのである。これは生産上に於てのみならず、販賣に當つて、多數の者が其の生産物を持寄り、これを一定の等級の下に分別して販賣すれば、販賣上非常に利益であると共に、これ等の集團が大になれば相當の數量も纏められ、供給數量が大量なる點、其の品質が一定されて居る點で市場に於ける販賣上の地位は著しく有利になつて来る。産業組合及農業倉庫が行はんとする點は共同處理、共同販賣、共同保管等に依つて農産物の商品としての價值を増さんとするに外ならない。尙農産物にして加工を加へることに依つて商品としての價值が増す場合には産業組合は進んで

共同の施設に依つて組合員の生産物に加工して販賣する。例へば繭の儘販賣すれば、價格の割合に容積が大で且つ蛾や蛆の出る虞もあり、蛹の如き不用部分に迄運賃を支拂はねばならない結果其の運搬能力を減じ、従つて販路は狹隘ならざるを得ない。然るに之を生糸にし又進んで織物にすれば、販路は世界の到る處まで擴張される可能性を持つて来る。かくの如き製造をなす場合にあつては、大企業者と競争する必要があるから、優秀な器具機械を設備し、有能なる技術者を備入れて品質の良好な、一定した品物を低い生産費で多量につくらねばならぬのであつて、中小農家がこの利便を得んとするには是非とも協同施設によらなければならぬ。

要之、商品としての性質を具備してゐない農産物を販賣して營利經濟を立て、行かなければならない農民は其の生産物に出来るだけ商品としての性質を附せなければならぬのであつて、産業組合は組合員が農産物を販賣するに當り、販賣品の品質を統一化し標準化し、適當なる共同施設により處理、保管、加工をし、多數の生産物を集合して大量にして市場に送り出すのであつて商品としての性質、價值の著しく劣つて居る農産物に商品として取扱はるゝに有利ならしめ、以て時代の變革に依つて苦境に陥つて居る農家の營利經濟をして最も有利ならしめて居る。

かゝる中小農家の自助の策たる産業組合の利用事業及販賣事業は、各國共に見られるのであつて、其の成績の最も優秀なりとせられて居るのは丁抹の製酪組合である。丁抹の製酪組合は一八八二年ユットランドに設立されたのを始めとして一九二三年に於ては乳牛飼育戸数の八九・八%がこれに關係して居るのであつて、同上の賣上總額六億六千五百萬クラウンに達してゐる。此等の製品は大部分は外國に輸出されるものであつて、一九〇三年に於て輸出バタの四五%は英國に行つたが其後引續き一九一四年には四一%一九二二年には三%五%なり英國に對する輸出率は減少したが、これは他にベルギー、フランス、瑞典に販路を見出したのである。亦丁抹の他の種の有名な販賣組合は鶏卵輸出組合であつて、全國に支部を有して、巢卵、検査、箱詰をして主として英國に輸出してゐる。一九二三年に於て輸出高三萬七千シヨックであつた。丁抹の農村は特に優秀である云ふ定評があるが、これは販賣組合が徹底的に發達して、農家が販賣上に關する注意も勞力も入らず、専心農業生産に意を用ひ得る點に大いに與つて力あるものも考へられる。

次に米國に於ける販賣組合の發達は著しいのであつて、其の中でも大なるは加州柑橘販賣組合聯合會である。今から三十年程以前南加州の柑橘栽培者が共同販賣を始めたのが元となり、漸次

組合數も増し、一九〇五年全州の聯合會を組織し、爾來米國の柑橘市場に於ては獨自の地位を占めて居る。一九二一年に於て全州には地方聯合會十九、組合數二百六、組合員數一萬七百名、柑橘販賣高一億二千萬圓で、加州産柑橘の七割二分五厘に當つて居る。尙加州には前記の聯合會に所屬せぬレットラツヅ地方の聯合會は加州産柑橘の一割乃至一割五分を取扱つて居る。亦同年のフロリダ州産柑橘の四割以上はフロリダ州柑橘販賣組合聯合會の手で取扱はれたのであつて、フロリダ州には州聯合會に加入して居らぬ組合もあるので、同州の販賣組合の販賣高は更に多額に上る。而して加州及フロリダ州は米國に於ける柑橘の主産地で、全國の産額の九割九分は二州に於て産せられるのであつて、就中加州は米國レモンの殆ど全部及オレンジの八割を産するのである。故に米國産の柑橘の七割は販賣組合の手を経て共同販賣されて居るのである。

我國に於ても組合法發布以前から、農家は共同販賣を行ふて居たのであつて、群馬縣の製糸組合静岡縣の製茶組合の如きは明治十年代から見られたのである。組合法が發布されてからは、種の獎勵施設も行はれて漸次發達しては來て居るが未だ十分の發達は云はれない。次に示すのは販賣組合が取扱つた品目別の販賣高である。

111	10R	101	四〇、八七一、九〇R	四〇、八七一	三、九〇〇	一一、六五五
113	11R	10R	三三、七五、八六R	三六、四四	四、一三三	八、六七四

備考 取扱物品ノ主ナルモノハ生糸繭米麥等ヲアル

農村に於ける販賣組合の取扱高は正確には知る事を得ないが、上記の表中織物及莫大小、陶磁器瓦類及其の他の一部を除けば先づ農村の生産物に見做されるから大正十三年に於て一億五千萬圓位は、農家の利益の爲に共同販賣したものと見てよい。其中最も金額の多いのは生糸の八千五百萬圓、次に米の三千四百萬圓で、繭は一千六百萬圓で第三位に位する。聯合組織のよく發達したのは生糸の組合である。他の種の物品を取扱ふ聯合會としては著しいものは見られない。

二 農業倉庫

我國の農家は穀作を主とし、副業として養蠶を加へるのを一般とするところは前述した通りであつて、殊に米及繭の價格の如何は農家の死活問題である。農業倉庫は、一面國民の主要食品たる米の供給を圓滑にし、米價の調節を行ふて、國民生活の安定を計る方策の一として見られるが、

其の主要なる目的は現代の商業組織の下に困却せる農業者の生産物を適當の期節まで貯藏して、之れを適當な方法を以て相應な分量の商品として市場に販賣すること、即ち農業者の手に依る農産物の商品化を行ふ機關たることである。前記販賣組合取扱物品中主要なるものは米麥の二千七百萬圓、繭の一千五百萬圓生糸の八千五百萬圓であるが、此等は農業倉庫の利便に依つてゐる處が多いのである。政府は農家の經濟を豊かにし、農産物の價格の調節を圖る上に貢献する處の大である農業倉庫の普及には特に努力してゐるのであつて、倉庫建設獎勵規定を設けて建設費の補助を與へて來た爲に、大正六年七月の農業倉庫法發布以來僅かに八年に満たぬ大正十五年三月末に於て、經營主體二千一、總棟數四千百十一、總建坪十五萬坪餘、總收容力穀物一千百七十九萬俵、繭八十一萬貫に達した。政府更に之れが發達を計る爲に大正十二年迄は年々二十萬圓の補助金を支出して、倉庫建設費の二割を國庫より補助し、府縣をして更に二割を補助せしめてゐたが、大正十三年には補助金を三十三萬八千圓とし、更に大正十四年には九十六萬六千圓に増額し建設費の四割を國庫より補助することとした。九十六萬六千圓は大正十四年より引續き十五年、十六年の三ヶ年間繼續支出し、法律制定當時の獎勵計畫たる五百萬石の米穀を收容し得る二十萬

五千坪の倉庫建設を完成せんとするのである。

我國の農業倉庫法に依る農業倉庫は農業者が生産した穀物、藪若くは土地に付權利を有する者が小作料として受けた穀物を保管する倉庫である。而して大正十五年三月の法律改正に依り、穀物藪の外に勅令に指定した物品をも加へ、永い間要求されてゐた沖繩縣の砂糖をも加ふる。こゝに、販賣組合及同聯合會が賣却する藪を保管する爲の農業倉庫を認め、且産業組合聯合會をして聯合農業倉庫を經營し得る道を開いた。

農業倉庫の經營主體としては、産業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人、市町村及之に準ずべきものの四種があるが、現在農業倉庫の經營主體二千一の中産業組合は一千八百二十四であつて、九十一パーセントを占めて居る。是れは農業倉庫は保管のみでなく、金融、販賣等の業務を十分行ひてこそ眞の機能を發揮し得るものであるから、勢ひ産業組合が最も有力な經營主體たらざるを得なくなるのである。

農業倉庫の業務の中最も重要なものは、第一に穀物藪を保管すること、第二に保管物を資金化して之に金融を行ふこと。第三に保管物の販賣の便を與ふることであつて、此の三業務は農業倉

庫の大本である。

農業倉庫の第一の業務たる保管に依り如何なる利益を農業者が受くるか云へば、第一に中小の農業者をして自己の爲に倉庫を建設するを要せず、固定資本を多く要する農業經營をして流動資金に潤澤ならしめ、倉庫を建設する餘裕なき者に完全なる倉庫の便を與ふる。次に完全なる倉庫の中に周到なる注意の下に保管するのであるから、舊來の不完全な倉庫に貯藏するよりも、容量、重量、色澤、成分等の變化なく、害蟲鼠屬等の害を被むること少なく、農産物の保存性を増し、完全に貯藏される。又農業倉庫にては保管物の取扱を便にする爲に混合保管をするのであつて、此の保管方法は從來の如くに農家が各自に保管してゐる場合よりも一層代替性の度が高められて、賣買取引上至便となる。かくして穀物の商品としての性質が増すことに依つて、農業者の利益することは非常に大である。

斯くして完全に保管されたる穀物は適當の時期、即ち最も有利なる値頃の時まで貯藏して置くのであるが、農業者は其の農業經營に常に資金を要するのであつて、主要なる生産物である穀物を唯貯藏した儘であるならば、直に金融に困難を感じて了ふのである。從來農家が穀物の賣急ぎ

をして、自己の最も主要の収入たる穀物の販賣を、最も不利に行ふて來たのは、實に此の穀物を資金化する道がなかつたのに因るのである。是に於て農業倉庫の第二の職能たる金融業務が現はれて來る。農業倉庫業者は自ら作製した農業倉庫證券を擔保して貸付を爲し、亦他の農業倉庫業者が擔保して受取つた農業倉庫證券を擔保して貸付をなすのである。亦農業倉庫業者自身が金融を行はぬ場合にあつても、其の發行した證券を擔保して信用組合、農工銀行、普通銀行等に於て貸付を得られるのであつて、擔保物件として不適當だつた農産物に金融の道が開かれて農業經營の資金難を救済して、適當なる販賣の時期迄穀物を保有し得ることが出来るのである。

斯くして保有し得た穀物は倉庫の有能な機關を通じて適當なる時期に於て公正なる方法に依り共同販賣する。販賣は農業倉庫の主要な業務の一である。其の他農業倉庫の業務としては調製、荷造の業務がある。調製、荷造は現在生産者の手に依つてなされて居るが、追々其の勞力が不足で、勞働賃銀も高くなつて來る折柄、此等の仕事も共同施設で行ふて、勞力を節約し且品質の統一を計ることは必要である。農業倉庫にして此の種の業務に成績を擧げて居るものはないが、將來益々其の必要を感じて來ると思ふ。次に農業倉庫の行ふ業務としては運送の仲立及取

次であつて、農家が農産物を市場に出す場合に可成損傷を少なくし、而も機敏に商機を逸せぬ爲に此の業務を行ふことは必要である。

農業倉庫の經營實例として碧海郡利用組合の狀況に就て記したいと思ふ。

愛知縣有限責任碧海郡利用組合は一郡を區域とし農業倉庫を經營して優秀な成績を擧げて居る。碧海郡は尾三平野の中央に位し、一望の平野東西三里三十二町、南北四里二十町面積十八方里で、明治十三年明治用水が開鑿される以前は、人口少なく農業も不振であつたが、用水の灌漑に依り良田化し、大正十一年には田一萬六千町歩、米産額三十六萬石となり、毎年四十五萬俵位は郡外に移出して居る。斯くの如く米産が多額なるに連れて、農業者は、品質不統一、乾燥調製儀装が粗悪であることが販賣上の障害であることを知つて大正七年十月郡全部を區域として農業倉庫を經營することとなつた。大正八年十一月から事業を開始し、爾來擴張の結果大正十四年には倉庫棟數二十三、建坪一千九百五十坪、收容能力十五萬俵を有して居る。郡の中心である安城驛に事務所及本庫を置き、郡内須要の土地十五ヶ所に支庫を置いて居る。大正十四年には組

合員四千七十五名に達し、大正十三年度入庫數量玄米二十一萬九千八百四十六俵、麥二千四十六俵、繭八千六百六十九貫、出庫數量玄米二十二萬一千七百七十二俵、麥二千二百五十四俵、繭五千二百六十二貫、年度末現在玄米一萬二千二百八十九俵、麥二百二十俵、繭七千四百七十八貫に達した。

保管業務は農業倉庫業の主要業務であるから組合は最も力を注いで居る。入庫米は凡て縣の米穀改良規則に依り等級検査を受けたるものに限り、等級毎に混合保管し、受寄物に對しては悉く時價を標準として火災保険に附する。保管料は生産者及地主は米一俵一ヶ月一錢麥は同様、但し特定保管の場合は二錢五厘である。繭は特定保管で一貫に付一錢五厘である。其の外寄託物の價格に依り保険料を徴する。保険料は組合員たる地主生産者以外の者にあつては高率になつて居る。大正十三年に於ける保管米の狀況を見るのに、總計二十二萬俵の内生産者のもの九萬九千七百五十四俵、地主の寄託米は六萬五千三百二十五俵、他の農業倉庫業者から寄託を受けたものが五萬四千七百六十七俵で、主として生産者自身の米を保管して居る。小作人が小作料を収める場合には地主の名義にて倉庫に入れ、假預り證を地主に渡して小作米納入を了する。

次に販賣取次の業務であるが、販賣法には隨時賣と平均賣とがある。時賣は競争入札に依り月十五回偶數日に行ふのであつて、時賣米は午前十時迄に販賣委託數量を取纏め、之を取引商店に通報して午後一時競争入札する。取引先は遠くは横濱、小田原等、近くは半田、豊橋が多い。此の組合の販賣法の特徴は平均賣である。平均賣には次の五種がある。

- 一、年平均賣 一口十俵を二月から十一月迄毎月一俵宛を販賣し其の月の平均で仕切るもの
 - 二、上半期平均賣 一口五俵を一月から五月迄毎月一俵宛販賣に附するもの
 - 三、下半期平均賣 一口六俵を六月から十一月迄毎月一俵宛販賣に附するもの
 - 四、月平均賣 希望數量を希望の月の平均にて販賣に附するもの
 - 五、天災期平均賣 一口三俵を天候の變化の多い八、九、十の三ヶ月間に各一俵宛賣るもの
- 大正十三年十二月から十四年末迄に平均賣に提供されたる數量は、年平均賣一萬五千三百二十五俵、上半期平均賣二百七十三俵、下半期平均賣一萬二千四百九十三俵、月平均賣百五十俵、天災平均賣一千五百五十五俵、合計二萬九千七百九十三俵である。

代金の精算は平均賣は二十二日から翌月の二十日迄の十五回の販賣値段を平均して翌二十一日

精算し、二十二日に縣信用組合聯合會碧海支部の所屬組合口座へ拂込むから、二十五日迄には各町村の組合の組合員口座へ入金記帳される。隨時賣は販賣してから五日目に右の方法に依つて組合員の口座に記帳される。大正十三年度に於て競賣したる玄米は七萬七千一百俵である。

受寄物の調製、改装、荷造の業務には見るべきものがないが、入庫米は全部不動繩掛にしてるので、これのないものは、倉庫の專屬仲仕に行はせてゐる。其の數量は大正十三年に於て、米一萬五千三百七十俵である。

金融業務に就ては倉庫は大正十三年度は前年度末に證券擔保貸付十二件、九千九百三十五圓、數量一千二十三俵、年度内貸付一件、百五十圓、數量十三俵、以上は年度内に凡て償還された。尙爾に就ても行はれたが極少ない。倉庫自身としての金融業務は見るべきものがないが、郡内には各部落に信用組合があるので、組合員は信用組合に依つて倉庫の入庫米に對して金融の便を得て居るものが多い。倉庫が貸付する場合は擔保品の八掛以内で、期間は九十日以内である。

碧海郡利用組合の特色としては保管業務と販賣業務に優良な成績を示して居ることである。各地方にある多數の農業倉庫の内優秀なものもあるが、農業倉庫の行ひ得る凡ての業務に成績を擧

げて居るものはない。これは經營者が適當でなく未だ諸業務に詳かでないのに依る場合もあるが、地方に依つては同様の業務を他の機關を通じて行ふて居る場合もあつて、一樣に農業倉庫の機能を發揮して居る云ふことは出来ない。取扱數量の最大なのは古い歴史を有する熊本縣の肥後米券社である。販賣業務に特色あるものは福岡縣宗像郡赤間信用販賣購買利用組合は八幡製鐵所に販賣して居るが、これは直接消費者と取引して居る點で興味がある。金融業務に就ては最も證券の利用の多いのは古くから習慣のある肥後米券社であつて、農村は倉庫證券の利用に習熟せぬ處から多くの場合入庫票に依つて貸付が行はれて居る。其の他小作米の取立、納稅米の取扱等を行ふ組合もある。

三 組合製絲

養蠶は我國農家の副業中第一位を占むるものであつて、群馬、長野等に於ては穀作より重要な地位を占めて居る。繭價の高低は農家の經濟に影響する事が大であるので、これが共同販賣の成績は大正十三年に於て一千五百萬圓に達し、近時産業組合の經營の繭市場も著しく其の數を増加

しつゝある。養蠶家は又繭にて販賣するの不利なるを知つて、共同施設に依つて、之を繰糸して販賣するに至り、然も其の成績專業製絲家を凌ぐもの少なからぬ程度に達して居るものもある。養蠶家が其の生産した繭に加工して生絲として販賣する利益を覺り、組合製絲を始めたのは、明治十一年頃からであつて、上野國の西南の碓氷甘樂の兩郡に碓氷社、甘樂社が設立され、産業組合法が發布されてからは、之に依る組合及聯合會となり、養蠶家の自覺、當局の獎勵の結果、全國各養蠶地方に其の設立を見、大正十四年には組合數三五三、聯合會數七に達した。其の府縣別數を示せば次の如くである。

府縣名	組合數	聯合會數	府縣名	組合數	聯合會數
岩手	一	一	千葉	一	一
山形	一	一	神奈川	六	一
福島	三	一	山梨	二	一
茨城	一	一	長野	七七	二
群馬	一七〇	三	岐阜	一〇	一

埼玉	四九	一	愛知	一	一
三重	四	一	高知	三	一
京都	一	一	大分	一	一
岡山	一	一	熊本	五	一
廣島	二	一	鹿兒島	一	一
愛媛	三	一	合計	三五三	七

經營方法は、過去より現在迄種々の變遷を経て來たのであつて、現在にても種々の形式を存して居る。濫觴時代の組合は共同揚返し共同販賣を目的とするものであつて、養蠶家は自家の原料を自家の勞力で設備にて繰糸し、之を小枠の儘組合の再繰荷造所に送り、一定品別の下に取纏め共同販賣を行ふたのであつて、此等の組合が聯合して碓氷社、甘樂社、下仁田社を組織し、其の名目の下に大規模に共同販賣したのである。此の經營方法で明治三十年頃迄進んで來たが、外國の貿易益々發展し、組合製絲も工場制度させねばならぬ事になり甘樂社の所屬組合は始めて持寄の制度を採用し、組合が器械製絲工場を設備し、組合員は自家の産繭を組合の工場に持寄り自己

の勞力にて繰糸して組合に引渡すのである。此の制度は明治四十年頃から碓氷社、甘樂社、下仁田社に所屬する組合が著しく之を採用し、現在群馬縣の組合製絲が大部分此の方法に依つて居る。其の他埼玉縣熊谷町にある生絲販賣利用組合聯合會埼玉社もこれに依つて居る。乍併、持寄の製絲では、工場設備の形影のみを示してゐる許りで、在來の座繰製絲は大差ないのであつて、種々の不利がある。先づ供繭歩合の變動著しく、工場の規模は小にすぎ、且半ヶ年の繰糸に止り、半年は休止し、其の上空釜が多く、固定資本の利用が極めて悪く、工女の製絲技術も熟練の暇なく、生産能率は悪く、生絲の出來榮えが異り、銘柄が多種になり、生産費がかさむ等種々の缺點が數へられ、この制度を採用してゐる群馬地方の成績は思はしくないので此れが改善を行はうとしても、舊來の仕來りであるので其の實行困難であつた。大正十五年五月甘樂社、碓氷社、下仁田社の三聯合會はこれが改善を協議し、二百に近き工場を全部廢して、十工場に統一せんとする計畫案を立て、銳意其の目標の到達に努力せんとしてゐるから、或は將來に於て、著しい改善が見られるかも知れない。

持寄製絲よりは一進歩を示してゐるのは長野縣上伊那郡保證責任伊那生絲信用販賣組合聯合會

龍水社及下伊那郡保證責任下伊那生絲販賣組合聯合會伊那社所屬組合の採用して居る仕組である。此の仕組にあつては組合員の生産した繭を一定検査標準の下に分類して、之を全部混合して、雇傭勞働者に繰糸せしめるのである。而して製造した生絲は聯合會を通じ、又は直接商人に販賣し、賣上代金は提供した原料繭の品位と數量を標準として仕拂ふことになつてゐる。此の仕組に於ては組合員は原料を提供するのみで、勞力は全く原料とは切離されてゐる。此の種の組合は明治四十年頃から設立され、爾後大正に入つて出來た組合は大抵これに依つて居る。此の稍完備せる工場制度に依る時は持寄制度と異なり、製絲設備の利用も適當に出來、生絲の品質も統一され生産能率も著しく増進することである。

以上の外組合員の生産した蠶繭の委託を受け、之に加工して販賣するに同時に、組合員の繭を買取つて繰糸して販賣するものがある。愛知縣の尾三社に所屬する組合はこれに屬する。同地は交通機關發達し、他の製絲家の競賣に促されて養蠶家の營利觀念著しく進んでゐるので、組合も勢ひ買取を行はなければならぬのであるが、買取は經營上の危険が伴ふことが多いので、組合界の指導方針としては可及的之を避ける様に奨められてゐる。

かくして養蠶家の組合製絲は如何なる状況に達してゐるが、昨年設立せられた組合製絲協會の調査に依れば次の如くである。

(イ) 資産状況(大正十二年度又は同十三年度の分)

	組合(三六一)	聯合會(八)
拂込済出資總額	七、〇四二、四三六圓	三四一、二九八圓
準備及積立金總額	二、〇四二、四二九	四一五、九〇五
借入金總額	一〇、八二九、四五九	五五六、九六四
貯金總額	九、六一四、五九七	七七七、七三六
計	二九、五二八、九二二	二、〇九一、九〇五
一聯合會又ハ組合平均	八一、七九七	二六、四八八

(ロ) 聯合會及組合の生絲販賣數量及價格

	(1) 輸出品	
大正十一年	四六一、五四九貫	五九、二〇二、六一四圓

大正十二年	五〇二、五二五貫	六一、二四〇、四二二圓
大正十三年	五七五、五一七貫	七〇、一九二、五〇三圓

其の數量の多きは長野、群馬、埼玉、愛知、熊本及神奈川の諸縣である。

(2) 國産品

大正十一年	四七、五六六貫	五、五〇三、三三四圓
大正十二年	五一、〇七九貫	六、一一一、〇〇八圓
大正十三年	五八、三四八貫	六、四八七、七九四圓

其の數量の多きは群馬、愛知、長野、岐阜、神奈川及熊本の諸縣である。

(ハ) 組合の出荷先別出荷數量

(1) 輸出生絲出荷先及數量

出 荷 先	大正十一年	大正十二年	大正十三年
聯合會	一四三、三六〇圓	一六一、九〇七貫	一七一、〇五六
横濱輸出商	二二七、二九二	二三四、〇七九	二九五、六六九

計 三七〇、六五三 三九五、九八六 四六七、七二六

聯合會は全部横濱輸出商に出荷した。

(2) 國用生絲出荷先及數量

出 荷 先	大正十一年	大正十二年	大正十三年
聯合會	九、九九七貫	三、九二三貫	六、三八〇貫
地元又ハ	二四、四二六	三八、六四四	四九、三八三
地方問屋	三四、四二三	四二、五六七	五五、七六三
計			

聯合會は地方問屋に出荷したものが多し。

組合員が繭にて販賣したる場合ニ組合に委託して生絲として販賣したる場合に於て如何なる差を有するか云ふに、長野縣下伊那郡山吹組合に於ての實蹟を徴すれば次の如くである。一貫目の繭市價ニ組合に一貫目の繭を提供した場合に得た配分金其を差額を示す表である。

年 次	春 繭			夏 繭			秋 繭		
	市價	配分金	差額	市價	配分金	差額	市價	配分金	差額
大正二年	四・二〇	三・六六	〇・五四	四・七〇	五・二四	〇・五四	四・八〇	四・八五	〇・〇五

大正三年	六・〇〇	四・七四	(一)一・二六	三・五六	四・三三	〇・七八	三・八〇	四・三六	〇・五六
大正四年	四・二〇	六・三四	二・一四	四・五〇	五・七五	一・二五	四・三〇	五・七三	一・四三
大正五年	五・三〇	七・八三	二・五三	五・六〇	七・二二	一・六二	六・四〇	七・〇九	〇・六九
大正六年	七・五〇	八・一九	〇・六九	八・二〇	七・八三	(一)〇・三七	七・五〇	七・三三	〇・一七
大正七年	九・五〇	一〇・〇四	〇・五四	九・〇〇	八・九六	(一)〇・〇四	八・八〇	九・五六	〇・七六
大正八年	一三・五〇	一七・六〇	四・一〇	一三・四〇	一六・三四	三・九四	一三・五〇	一五・五三	二・〇三
大正九年	九・一〇	六・四六	(一)二・六四	三・八〇	五・八〇	二・〇〇	六・四〇	六・〇八	〇・三二
大正十年	八・五〇	八・三元	(一)〇・一一	七・〇〇	七・八四	〇・八四	七・七〇	七・七〇	〇・〇〇

山吹組合は伊那社に所屬した組合で、繰絲釜數百六十九であつて、九年二十七回の販賣に於て賣負けたのは六回にすぎず、其の差額は利益に於て大で、損失に於て小である。

製絲事業に於て最も重要な關係のあるものは原料繭の購入と生絲の販賣の二者であるが、販賣の方は近時成行賣りによるものが多いので、販賣政策に關する注意が割合に少なくて済むであるが、原料繭購入の方は、近時製絲業の激増と共に競争激しく中々困難とされてゐる。此の點に於ては組合製絲は非常な便宜がある。亦組合製絲は附近の一帯の地方から供給を受けて居るのであ

るのに反して専絲家は遠隔の地からも購入せねばならず、其の運搬費負擔は勿論、繰絲能率の低下、絲質、絲量上の損害は著しいのである。亦購入資金に就ても組合製絲であれば委託であつて、組合員が假渡金を要求する場合でも價格の八割以下を利子附で貸付るのであるから、專業家が購繭の爲に一時に資金を要し其の利子も莫大に上るのである。

次に組合製絲と專業製絲家の生絲の生産費に於て如何に相違を有するかを示すこととする。
大正十二年度長野縣に於ける生絲百斤生産費に就て、專業製絲九十五工場と産業組合製絲六十工場の平均を採つた數字を掲ぐれば次の如くである。

	組合製絲 圓	專業製絲 圓
役員報酬	五・四一	
職員給料	二四・八〇	諸給料 繭仕入費及 繭乾燥費
諸給料	一〇・三八	三六・〇五
工賃	一一五・〇九	四三・一四
旅費	一・七二	一一七・六五

賄費	四一・五七	四七・八〇
薪炭費	五二・八六	四二・八五
借入金利子	五七・八八	六四・四七
消耗品費	八・五八	六・五七
通信費	〇・七九	
修繕費	五・七〇	
諸税	一・三〇	八・五一
保険料	三・〇九	二・九九
問屋手数料其他	二五・〇〇	
共同揚返費及荷造費	八・九六	荷造及送費三三・三二
固定資本償却費	五・六四	
工女募集費	三・九七	一七・〇七
諸費	四・八四	一二・六七

其 他 四〇・三六
計 四二八・六八

四五七・三五

原料繭價を除いた百斤の生産費は組合に於て四百二十八圓六十八圓、專業製絲に於て四百五十七圓三十五錢に比し二十八圓六十七錢の低廉であるのみならず、組合製絲の方面には旅費、通信費、運搬費、固定資本償却費其他の各項に多く加算して居る。斯くの如く專業製絲業者よりも有利に經營されて居るのであつて、組合員が組合に供繭すれば産繭期に於ける市價よりも高い配分金を得られる云ふ事も、上記の山吹組合の事例で判明するのであるが、養蠶家は日常の生計費及農業經營の流通資金として繭の賣却代金に依頼してゐるものが多いので、目前の利益に左右されて賣急ぎ、組合に對する供繭量を少なくし、組合經營難に陥つてゐる場合もある。

組合製絲は組合法發布以前より已に聯合して確水社、甘樂社、下仁田社を組織してゐたが、其の後に設立された組合も聯合機關を組織して販賣上の利便を得て居るのであつて、埼玉社、龍水社、下伊那社、漸進社等が活動して來た。最近に於ては更に大なる聯合機關の必要を感じて來た。其の由來を尋ねるに、大正九年の經濟界の不況に際して生絲救済問題が考究され、一般生絲家の

間には最低絲價の維持、生産制限を畫策されたのであるが、組合の製絲は專業生絲家と稍立場を異にして居るので、當時一般生絲製造家に對して反對の態度を表明した。かくして組合製絲は從來の製絲業とは少しく立場を異にして居る意義を覺つたので、製絲組合の聯合の氣運が動いて來て、先づ長野縣では伊那地方の聯合會たる龍水社、下伊那社が中心となり、長野縣全體の聯合機關である申合組合信濃社設立に關する協議會を開いた。此の種の聯合機關が成立すれば、販賣にも、生絲賣込問屋の整理にも、金融上の連絡にも、技術上の施設にも、非常に便宜であつて、或は直輸出の機會も得られるかも知れぬが、爾後絲況不振の爲唯理想のみに止つて了つた。愛知縣組合製絲の聯合機關としての尾三社は同様の使命を帯びて居たのだが餘り振はないのである。然るに其の後全國の製絲組合は相互の連絡を計り、且自己の利益を保護する爲に大正十三年松本市に於て生絲販賣組合大會を開催し、翌年は高崎市に於て開かれ、其の際全國生絲販賣組合聯合會設立の準備として組合製絲協會を設立することに決し、現在の同協會は東京産業組合中央會内に事務所を置き、全國の組合製絲の利益となるべき適宜の行動を取つて居るのであつて、組合製絲の將來の活動は一層期待されつゝある。

四 鶏卵の共同販賣

農産物中最も保存性の乏しい、普通腐敗性商品と呼ばるゝものは、農家に採つては最も不利な條件で取引されて來たのである。即ち蔬菜、果實、鶏卵、牛乳等は、小生産者が個々に孤立してゐる場合には買集人、地方問屋の爲に極端に値切られて賣買されて居た。之を共同販賣するにしても、餘程注意して、敏活な仕組を採らねばならないのである。併し困難した農家は幾多の努力の結果、腐敗性物品を取扱ふに成功し、優秀な成績を示す組合が相當の數を見得るに至つた。其の一例は愛知縣碧海郡の鶏卵の共同販賣である。

碧海郡の鶏卵は明治十七八年頃に始まり、當初は極めて微々たるものであつて愛玩用の飼育に過ぎなかつたが、其の後鶏卵、鶏肉の需要増加した爲に、採卵鶏を主として飼育することとなり、明治卅一年には、成鶏一萬三百八十六羽、雛九千三百三十九羽、鶏卵年産額四萬九百圓となり其の後二十餘年を経て、一般飼育法も改善せられ、農家が副業として力を入れるに至つた爲、大正十一年には、成鶏三十二萬八千八百羽、雛十一萬九千六百六十七羽、鶏卵年産額百六十七萬二百餘

圓に上る盛況を呈するに至り、最近の鶏卵年産額は二百萬圓に達して居る。此の發達を來たしたのは郡當局の獎勵、養鶏家の熱心に依つて鶏種の改良、飼育法の改善等が普及した爲もあるが、鶏卵の販賣組織の改善に依る處は更に大である云はねばならぬ。今郡内の養鶏家の状態を見るのに、大正十一年に於て、十羽未満は三千六百六十一戸、十羽以上五十羽未満は五千二百七十四戸五十羽以上百羽未満八百九十二戸、百羽以上四百二十四戸、合計一萬二百四十九戸であつて、百羽以上の養鶏家も雖も最高二千羽位であつて、之れも極少數のものに限られ、多くは二百羽前後の副業程度に止まるものである。かゝる小養鶏家が若し個々に販賣するものゝすれば、如何に不利益な地位に立つかは、論ずるを俟たぬが、共同販賣の仕組ある爲に、養鶏家は販賣に關する一切の手数を省き得られて居るのみならず、碧海郡鶏卵の聲價上り、商品としての價値が高まつて居る。

碧海郡鶏卵の共同販賣は大正六年頃より安城町福釜及今の兩養鶏組合が、競争入札に依つて、共同販賣し、其の他の養鶏組合は此の相場に依り地方商人と特約販賣したのに始まつて居るが、其の後或事情の下に特約を解除した爲に、各組合の狼狽一方ならず、郡當局は之が救済策として

郡養鶏組合聯合會を組織し、同時に拾數ヶ所の鶏卵販賣入札場を設けて、組合の共同販賣に便宜を與へて居たが、其の後種々の障害起り、大正十一年四月一日より入札販賣場を一個所とし、碧海郡購買販賣組合聯合會事務所に置き、事務は養鶏組合聯合會に於て取扱ふて居た。其の後販賣價格、賣掛代金の回收等に種々の故障起り、大正十二年四月一日より事務一切を購買販賣組合聯合會に移すこととなり、從來の養鶏組合は、産業組合なるか、又は部落に産業組合ある時は之に加入することとし、郡内産業組合の鶏卵の全部を聯合會に於て取扱ふこととなり、今日に於ては其の取扱高は郡内の生産額の約六割を占めて居る。

有限責任碧海郡購買販賣組合聯合會は大正十四年三月十一日設立認可を得、愛知縣碧海郡一圓及西加茂郡三好村を區域とし、所屬組合六十六、拂込濟出資金九萬六千五百圓であつて、事務所は安城町に、支所を東京日本橋區本船町に置いて居る。購買事業は肥料及飼料であつて年額七拾萬圓を超ゆ、販賣事業は鶏卵であつて年拾貳萬箱其の價格百四十萬圓である。聯合會が鶏卵販賣を引受けぬ以前、各組合にて販賣をなした當時は、撒の儘にて受渡をなし、圓に何百何十匁し手数料、借費、引出貨等を控除した上精算して居たが、聯合會は販賣法に改善を施し、一箱正味三貫九

百匁入とし、安城倉渡の單價を以て取引し、一般需要地商人にも便宜に新鮮の保證を與へ、安心して入札せしむる方針に出た。毎月一、四、五、六、九、十の月十八回を入札日とし午前十時開札し、代金の受渡は三日以内に現品引換に支拂を受け、組合への精算は販賣當日一圓に付五厘の歩合金を控除し、尾三信用組合聯合會碧海支所の各組合當座口へ入金するために、組合の手数を省き商人も荷物の發送、品質の新鮮等從來より便宜少なからず、頗る好成績を納むるに至つた。然るに十二年九月關東の震災に依り、鶏卵販賣にも一大支障を來たした爲に、種々對策を講究した結果、東京に出張所を設けて販賣した處、成績が良かったので、大正十三年三月より日本橋本船町に東京支所を設け、主力を東京に於ける販賣に盡すことにした。

所屬組合中鶏卵を取扱ふ組合は五十三であつて、聯合會に毎日入荷するものを平均せしむる様にし、受入れたる荷は貨車輸送を以て發送する。販路は大部分東京横濱方面であつて、東京支所が之れを販賣し、一部は静岡、和歌山、大阪に行くのである。碧海の鶏卵の卵殻は白色又は淡褐色であるので、東京地方に主として需要せられるのである。東京方面に販賣される鶏卵の取扱順序は次の如くである。

一、集卵 集卵は組合にて行ひ、聯合會に入荷する前日又は前々日組合員をして組合事務所
持参せしめる。集卵は後述する入荷の日の關係上五日目毎にして居り、養鶏家は毎回如何に少量
にても持参せしめ、若し一回供出をなさぬ時は次回には受取らぬ故、絶えず新鮮なる卵を供給し
得られるのである。組合はバラの儘受入れ、破卵汚卵を除き、大卵小卵を選別して改質の後、其
の量目を鶏卵貯金通帳に記入する。

二、荷造 組合は聯合會より分譲したる規定の鶏卵箱に正味三貫九百匁入を以て詰め、其の際
には特に注意を拂つて不良なものは除いて居る。詰終れば釘打し、所定の繩掛をし、封緘紙をは
り箱中には組合名及び荷送人の氏名を明記したる商標紙を入れ、箱の棲にも聯合會のマークを共
に個數及出荷組合名を記し其の責を明かにする。

三、入荷 聯合會は鶏卵を取扱ふ組合を分けて五種とし五日に一回づ、入荷せしめ、其の入荷
數は毎回略々平均する様組合せてある。一日の入荷數は時期に依り異動があるが、最多の時には
五百箱、最少の期にて百九十箱である。入荷場所は安城町の聯合會事務所であるが、安城町は郡
の中央に位し、道路よく通じ、土地平直であつて、遠くも三里餘であるから入荷には至極便利で

ある。

四、輸送 組合より搬入した鶏卵は一括して貨物輸送を以て直ちに東京汐留驛に發送する。腐
敗損傷をさくる爲貸切直通車を選び、特に夏季は中に氷を入れ送荷する。鶏卵貨車が安城驛發車
と同時に聯合會は東京支所に向け送荷箱數を電報にて報知する。

今集卵より輸送に至る日數を示せば、第一日は各組合に於て集卵、荷送し、第二日は聯合會に
入荷し、數量纏まるる共貨車に積込む、第三日午前五時安城驛發車、第四日朝東京汐留驛着、
直ちに販賣先に配達する。

五、販賣 東京支所に於ては、本所よりの電報を受取るに、外交員を派するか、電話を以て問
屋に賣約をする。時期及貨車の都合で多少相違はあるが明朝到着すべきものを前日販賣し、現品
到着と共に販賣先に配達するのである。販賣は時價を以て隨意契約するのであるが、一般商人に
は異なり、到着したる箱數は値段の高下に係らず賣放つ方針である。鶏卵の相場は變動著しきも
ので、大正十三年度は一箱最高二十二圓三十二錢（十一月一―五日の平均）最低九圓七十九錢
（三月十六日―二十日の平均）の如く變動し、一日一箱に付一圓位の高下を見ることさへあるの

であるから、甚しき損失を來たす事を防止する爲に思惑をせぬ事として居る。其の結果は大正十二年四月乃至十二月に於て一箱平均十三圓三十五錢、大正十三年一月乃至十二月に於て平均十四圓三十七錢、大正十四年三月乃至八月に於て平均十二圓十三錢であつた。

取引先は主として東京市内外の主要問屋であつて、其の外公設市場、購買組合、直接需要者等で大正十四年一月より八月迄の八ヶ月に於て、問屋は九三・五〇%、公設市場及購買組合は五・五〇%、直接消費者其の他一・〇%の割合で取引して居る。東京に於ける販賣にて新しき試みは、三越呉服店に於ける小賣法であつて、鶏卵の各粒に聯合會マーク及び産卵符號を捺印し、保證票を附し、夏期十日間、春秋十五日間、冬期廿日間保證し、保證期日内に不良品を見出せば、取替へる事として居る。

賣掛代金は契約より五日以内に領收することとし、常に賣掛代金が二萬圓を越えざる様に努力して居る。賣上金は相場及數量に依り不同であるが、一日平均四千圓内外である。

六、精算 聯合會ニ所屬組合ニの精算は入荷の翌々日に、前三日間の平均價格より安城東京間運賃諸費を控除し、各一箱の單價を決定し、所屬組合は聯合會の相場報告に依り一箱に要する運

賃、荷造諸費を除き、圓に何百何十匁なるかを計算して生産者への相場を定める。

代金は、東京支所に於て集めたる鶏卵代金を直に産業組合中央金庫に振込、中央金庫は同愛知代理所へ振替、愛知代理所は愛知縣信用組合聯合會身海支所の聯合會當座口へ振替記入し、聯合會は各組合別に代金の精算をし、碧海支所各組合當座口へ振替支拂ひをする。所屬組合は組合員の鶏卵貯金へ記帳する。即ち代金は完全に産業組合のみの手を経て整理されて居るのである。

七、検査 販賣物品の品質の優秀を期し、これが統一を計るには、共同販賣の實績を擧ぐる上に於て殊に必要である事は勿論であつて、聯合會は之れが爲に検査を厳正に行ふて居る。組合は集卵荷造の際撤の儘粒検査を行ふが、聯合會は更に聯合會に搬入された各組合の鶏卵箱より一箱をぬき検査する。検査員は郡役所養鶏係及聯合會鶏卵部員にて審査探點をなし、其の成績に依り賞罰を行ふ。東京に送られてからは、問屋に於て支所員立合の下に検査をなし、其の成績を出荷組合に報告して居る。

以上にて碧海郡聯合會の事業の概況を終つたのであるが、同聯合會の鶏卵は集卵より輸送迄の手續は至つてよく組織だち、且思惑をなさず、常に新鮮なること、検査厳正なること共に責任を明

かにする方法を取れること、品質の優秀なること、數量の多額なること等に依り東京の市場に於ては販賣上有利なる地位を占めて居る。

聯合會は大正十五年一月の臨時總會に於て西加茂郡一圓を區域に編入することに決し、一層事業の擴張を畫ることとした。愛知縣三河國に於ける各郡には相當共同販賣の實蹟の上れるものがあるから、三河鶏卵が聯合機關の下に販賣され、生産者の利益を計るのみならず、都會の消費者に新鮮なる食糧品を供給し得る時期の實現は敢て夢想は云はれぬのである。

五 梨の共同販賣

腐敗性農産物の共同販賣に成功してゐる他の一例として一村單位にて成功してゐる静岡縣富士郡加島村の梨の共同販賣に就て記することとする。

静岡縣富士郡加島村は梨の産地として著名であつて、村内總戸數の四割一分を占むる農家の收入を見るに、次の通りである。

種目	生産高	一戸當り生産額
梨 果	七八三、八八三圓	一、二二三圓
米	四〇六、九一八	六三五
麥	三〇、八六三	四八
蔬 菜	二二、八二六	三六
其 他	四、〇五九	六
計	一、四二八、四九九	一、九四八

斯くの如くであるから、加島村の農家の經濟は梨の盛衰に依つて左右さるゝ有様である。加島村は以前より斯くの如き状態ではなく、加島五千石と稱せられて來た程、肥沃な村であつて、米麥を以て主要農産物とし梨業は副業に過ぎなかつたが、梨の需要が大なるに連れ、農家も之れに手を染め、年々生産額の増加を見るに至つた。併し農家は販賣上不利の地位に立つて居たのを遺憾とし、明治三十九年生産者は梨業申合組合を組織し、種々經營上の困難に戦ひつゝ、事業を續けて居た。明治四十四年に至り、申合組合が主になつて、産業組合富士梨業購買販賣組合を組織し、

爾來梨の共同販賣と生産技術の改善に努めて來た結果、加島村の富士梨の聲價上り、村内生し額の著しい増加を齎らしたのである。尙同組合は明治四十五年より信用部を大正十二年より農業倉庫部を、大正十四年より利用部を兼ねるに至り、皆相當の成績を擧げて居る。

有限責任富士梨業信用購買販賣利用組合は加島村一圓を區域とし、大正十三年度末に於て組合員七一五名であつて、村内農家の全部を網羅し、出資金二十二萬四千圓（内拂込濟出資金九萬九千圓）、貯金三十萬二千圓、借入金十一萬二千圓剩餘金一萬七千圓である。信用部年内貸付額三十萬三千圓、償還額三十萬二千圓、購買高二十四萬八千圓であつて、販賣事業の最近五年間の成績は次の如くである。

年度	組合員數	梨箱數	平均單價	販賣高
大正九	六二九	一八九、九三三	四、一二	七五四、三〇六
一〇	六六一	一九三、〇九六	四、一八	七八七、五二五
一一	六八三	二三一、五八一	三、七一	八五九、四六九
一二	六九五	二〇四、三一四	三、二八	六六九、二四四

一三 七二五 二六三、七八〇 三、五八 九二五、五二三

同組合の販賣法を見るに、組合は出荷期に先だち作柄及販路を調査し販賣方針を定める。販路の調査に付ては、主要市場の間屋を視察し、間屋の財産及信用程度、營業狀況等を調査し、信用確實を認めらるゝ間屋を選定して指定間屋をなし、大正十四年度に於ては西は名古屋、大阪、神戸、京都、姫路、下の關、久留米、長崎等の十五個所二十六間屋、其の他準指定間屋として五間屋がある。梨の出荷時期に至るに各市場に販賣員を出張せしめ、間屋の狀況を監督し、毎日市場の狀況を電報又は郵便を以て通知し、又代金の取立を行ふのである。

收穫期に入れば梨の成熟の模様、各市場の需要狀況を調査し、日々一車以上を出荷する事を得る様需要地に對する出荷順序を定める。

梨果の荷造は組合員が組合の指導の下に行ふのであつて、果實の大小、疵の有無を検し、鶴、龜、松、竹、梅の各等に別つて、組合より供給する箱に詰める、箱の裏板には組合所定のレッテルを帖附するが、レッテルには生産者の氏名、品等、内容の個數等を記示して責任を明かにして居る。販賣時期には理事助手と共に各部落に出張して箱詰の狀況及荷造を指導しつゝ、之を検査

し、箱詰及包装の悪しきものには不合格の印を押捺し、更に積荷前に再検査を行ひ粗悪なるものには商標レッテルに不合格の印を押捺して除外し、合格のものには検査證を附する。

組合員は以上の手續を了し、送狀を添えて組合に入荷する。組合は之れを豫定の各仕向地に送り、組合員の要求に依り、時價の八割以内の假渡金を與ふる。問屋は毎月五の日に賣上代金を送金して來るので、組合は組合の手數料（一箱に付五錢）及運賃を差引き、組合員に拂渡す。此の際には信用部の貸付金、購買部の賣掛代金、貯金等をも差引くのである。

組合は加島村の農家の生命である梨業に對しては、販賣部の活動に依つて、生産者に利益を與へて居る許りでなく、信用部の貸付に依り、購買部の産業用品の共同購買（年内二十五萬圓）に依り、講師を招ぎ梨業の生産技術の進歩を計り、姬心喰蟲研究所の建設に依り、徹底的の利便を圖つて居るのである。

第五章 農家生活の改善

一 農家生活の變革

自給自足の經濟を脱した現代の農家は其の消費經濟に一大變革を來たし、日に日に膨脹して行く家計を如何にして切抜けて行くかに非常に苦慮して居る。自家の生産物を以て自家の消費に向けてゐた間は比較的樂な生活であつたが、農業經營其者が、生産物を市場に賣出して金錢を得るの目的として行はるゝに至つた爲に、從來の如く自家に凡ての必需品を製造することが必ずしも利益でなくなつた。養蠶の有利なる地方に於ては、農村でありながら米麥を他より購入してゐる處もある。農村婦女子の主要な仕事だつた紡織の業も今は見られなくなり、其の代り農場に出て働くか、工場に出て賃銀を取り、衣服は凡て工業家の作つた製品を買ふのである。一服の煙草、一合の酒も、商人の手から供給を受ける。更に都會地の發展、商工業の隆盛は、人間の生活程度を

著しく向上せしめ、欲望の種類、範圍を著しく擴大した。農村の住民の生活程度も亦時代の影響を受けて、愈々向上せんとする。手製の蓑草履は正にゴム靴に替り、裏山から取つた竹の丸箸が塗箸となり、又袋入の衛生箸もなつた。木綿着物が洋服となり、又智識慾も盛になつて、都會に出て分に應ぜぬ學問をさへするところなりては其の費用は増大して、農家の經濟状態は著しき變化を來たして居る。

かくの如く膨脹して行く状態を見た人の中には、唯農民の都會の惡風潮に化せられ、奢移、贅澤に流れたものであると慨嘆し、只管農民の節約、勤儉を努めよと云ふ者がある。勿論分度外の支出をして、家計の紊亂に陥つてゐる例も少なくないのであつて、かゝる風潮は戒しむべきである云ふもの、大體に見て今日迄の農民の生活状態は、如何に慘めなものであつたかを知るのである。最近の生活状態の變化は稍其の向上を示したものと云ふべく、寧ろ喜ぶべき現象でなければならぬとも云ひ得る。乍併、農家の現在の消費經濟の處理が漫然と膨脹するが儘に任せられ、何等の注意が拂はれて居ない事實は大いに改善を要する點である。消費經濟に關する合理的な智識と經驗とを缺く農民の家計は幾多の不利、不便、冗費を見出すのであつて、之を適當に整理改

善する事に依つて、農家の經濟は一層の餘裕を生じ、家庭生活の不安が取除かれ、延いて、農業經營に於ける能率を著しく増進することが出来るのである。農村に於ける産業組合は此の農家の消費經濟の改善に對しても十分活動し得るのであつて、其の共同の施設に依つて、個々孤立した農村の家計を、組織化して、十分に個々の家計の發達、向上、整理に貢獻し得るのである。今日迄我國の産業組合は相當此の方面に努力して來たが、農業經營方面の改善が急務であつた爲に、一方農家が未だ自覺せず、其の家計の改善に注意を拂はない爲に、十分の成績は見られないが、近時農業經營方面に對する組合の成績が現はれて實物敎訓を見た農民は、消費經濟の改善に對して覺醒して來るであらうから、此の方面に對する産業組合の事業は、一層發達するであらうと信ずる。

次に我國の産業組合が如何なる程度迄農家の消費經濟の方面に活動してゐるかに付其の大様を説明するここにする。

二 生活用品の共同購入

上述した如く現代の農家からは手製の品は影を潜め、専ら商品を購入して其の需要を充してゐるが、其の商品が如何なる経路を取つて農家の手に入るかを考へるに實に寒心に堪えないものがある。現在の商品取引が動もすれば、如何に不合理に、不統一に、不正直に行はれるかを今更説く必要もないが、農家が其の生活必需品を購入してゐる有様は、其の内の最も極端な弊害を示してゐるもの云はねばならない。

農家が生活必需品の供給を仰いでゐるものにして、第一に擧げられるのは農村の中にある小賣店である。此の小賣店は多くの場合、仕入原價も高く交通も不便である云ふ理由から、甚しい高價を要求する。其の上品質も劣等であり、品類も少なく、管理の方法も悪いので益々品質を粗悪にして居る。且小さい購買力を目的にしてゐるので、經營が困難であるが爲めか、日用品の取扱に止まらず、酒を賣り、小料理を出し、農村の風儀を亂す種々なつてゐるものも少なくない。其の爲に重き負債を受けて、田畑までも失ふて農村を追はるゝ者を生ずる例も多々あるのである。次に農村に物資を供給するもの、内に、行商人がある。此の行商人は旅費、日當を其の細い商賣から儲け出さねばならないのみならず、資本に乏しいから非常に高利の資本を借りて物品を仕入

れて居るのであるが、これ等の凡ては農家に負はしめて了ふ。中には相當の資本のあるもの、使用人として働いてゐるものもあるが、使用人には信用し難い者もあつて、自分の利益の爲に輒勿論取り、其の上旅稼ぎといふ心理が働いて、唯單純な農民の無智な好奇心を釣るこゝのみに腐心し勝である。一年中現金に缺乏してゐる農民が、一時に金廻りがよくなつた時を利用されるのであるから、農民は知らずくゝの間に粗悪な品物を買ふて居るのである。其の他農民が物資の供給を受ける處は附近の小都會の商店である。村内の小賣店とは違つて、店と店との間に相當競争も行はれるので、比較的價格も、品質もよいとは云ふものゝ、品質の良否に付鑑別力のない農民は不利であると共に、かゝる都會に出ることは多くの場合農産物販賣の序であるから、現金を多額に有してゐる農民は、商人の巧みな宣傳に釣られて不知不識の間に分外の支出をして了ふ危険が多い。

農家の家計が個々孤立してゐる場合に於ける、生活必需品の購入は大體上述の程度に止つてゐる。而も、村内の小賣店、行商人、附近の小都會の小賣店が農家に取つて凡て不利であるといふならば、如何にして購入すべきであらうか。農家は自分の店を持つべきである。共同で小賣店を

經營する必要がある。而して購買組合が最も合理的な、民衆的な、有利な組織を農民に示してゐるのである。購買組合の店舗に依つて農民は最も安心して物資の供給を受け得る道を見出すのである。購買組合の共同購入の利益に就ては、農業用品の共同購入の處で述べたから、此處に説くのを省略する。

我國の生計用品購買組合の一年間の事業高を示せば次の如くである。

購買組合取扱生計用品目別表

品目	大正三年	大正五年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
米	二,四〇七,四〇一	一,八六六,二四七	八,〇二九,五〇九	一四,七〇七,九一五	二〇,七六五,六一四	一四,六八〇,一六四	二〇,〇〇六,三三四	一七,九六九,〇七三
麥	五九,七六八	四七,二四八	二四〇,九六〇	五四二,九四八	七六六,三九五	六三二,三三二	四三〇,三三九	六四六,二二六
雜穀	二九九,七四	一七一,九六一	三九六,三五九	九九〇,一五五	九一五,三七六	六七〇,八八五	一,〇六六,四六六	九七八,〇四二
油	三三四,二八三	三六五,六五五	六六九,七〇七	一,四三〇,三六八	三三二,三三四	二九一,一三四	三七一,八九九	四五九,九八八
醬			二二,二一九	三二,五二〇	六七,七七七	二四八,六五〇	二七二,一四四	二四七,三五二

品目	大正三年	大正五年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十一年	大正十二年	大正十三年
砂糖	二五五,九六六	四三〇,〇一四	六三三,八六〇	一,三三〇,〇三八	二,六〇九,一八三	二,四二〇,六五〇	二,七八一,四二二	三,一九三,三六六
鹽	四九三,二四八	五二一,六五五	九〇七,九九四	一,六〇四,〇一七	二,一九二,〇一〇	一,九六九,五八三	二,〇四八,一八六	二,二五八,六六七
茶類			四一,四七六	六六,一九三	一三八,四三〇	二二七,七九六	二八〇,八六六	三二五,八九一
酒類	一,三七五,二二三	一,三三〇,五三二	二,七三八,七四七	五,二五五,〇〇五	七,八〇五,三八一	九,七二五,九一八	九,八四四,四一四	九,六八七,八九七
魚類	七五,〇六五	一三四,八七二	二五九,六一一	四五一,〇六五	五三六,六七二	一,二三四,〇一一	一,二九〇,九八三	一,五三〇,四二七
麵類	七〇,七〇六	七〇,一三三				七四二,〇一三	六六〇,九九一	七三六,八八三
乾物類			三三六,六一八	五七四,一七二	九六七,〇八二	一,〇六四,七四九	一,二四九,三三五	一,三〇七,七〇四
果實蔬菜類			三二,九〇二	二四,四一六	一五七,八九九	一三三,八六六	一九〇,九五三	二〇九,七四七
鶏卵			二二	一八,三七八	二八,〇八九	五五,一七七	五九,九三九	二四,四二〇
其他食料品							一,七一五,四二八	一,六八八,九六一
織物類	三六八,二二八	四四〇,一五〇	一,〇八三,四六二	二,〇九一,〇四〇	二,六八九,三〇七	三,三九一,三六六	三,七二五,九〇三	三,六六七,四九七
メリヤス類			一〇,七二五	三三,九八五	四七,六二二	二六六,六九五	三三二,五六六	三三七,四九七
絲類			三九,〇一〇	二〇,一六五	三〇七,九四〇	三〇〇,一七六	五〇八,三四八	三四四,五六二
足袋類			四一九,九四二	一三二,五九二	一九四,〇七五	四四三,八三三	四一九,九五二	二二九,三六二
小間物類								八八四,二九七

履物類	家具類	金物類	雨具類	荒物類	紙類	文具類	薪炭類	石油類	石炭類	其他	合計	取扱組合数
二〇二、八四四	七、七〇六	四三、四六六	四一、四四二	三六八、二四二	三三、二一八	六、三三八	七七一、九三九	四八一、三三六	四二七、一三三	二、二八九、七六六	八、七〇四、五二四	四、〇三九
三〇〇、五九九	一一、二一〇	五、八六八	三三、七八三	三九二、二二二	二〇七、〇三二	一一〇、四〇四	一、一〇一、二四五	九一五、七五〇	七、八四五	七、一八三、二四三	八、四三〇、七四三	五、四九三
五〇八、一九八	一〇、〇三二	九、七八四	六三、二二六	六四二、八七八	三三六、六七七	一四七、〇三三	二、一八一、三五四	八七九、七六九	一三三、八〇四	九、一八二、四三三	九、六六〇、八四五	六、三三七
八六一、九四三	六四、三七二	二七六、二六八	一九〇、一六九	五八二、九二七	四三三、二二六	二六三、一五三	二、四九〇、九六三	八七六、六二二	一五九、二四四	八、六八八、五七七	九、六六〇、八四五	七、六〇七
一、〇四三、五三四	一〇八、八〇七	二七八、八六五	二五四、九九一	六四六、八九二	四二四、〇五二	三七三、八八四	二、六四九、三〇三	七、七二〇、六八六	四五一、九八四	七、七二〇、六八六	九、〇六一、九〇一	七、七七七
一、二〇一、六六四	一五六、一五三	二八五、九一〇	二〇八、一八〇	一、二八、五八一	五四一、〇七九	三三六、九三二	二、八七七、一八二	九、五九九、八七一	五二〇、九二二	九、五九九、八七一	一〇、三六六、〇三三	七、六四四

此の数字の中には都會地に於ける購買組合をも含むであるが、我國に於ては都會地の購買組合

は未だ發達して居ないので、上記の数字の八割五分内外は農村に供給したものと見て差支ない。購買組合聯合會は大正十四年末に於て百五十三を數ふるが、其の大正十三年度取扱高も八百八十三萬圓にすぎないのであつて、其の内生計用品は半分に見ても四百四十萬圓にすぎないのは遺憾である。全國的聯合機關たる全國購買組合聯合會は設立日尙淺く大正十三年度に於て生計用品を五十萬圓取扱ふたにすぎなかつた。勿論我國の農民の生計用品購買組合は遺憾ながら十分の發達をなし得たとは云へない、何卒一日も早く組合員の自覺、組合精神の普及、組合經營者の聯合組織に對する理解が進み、全國的聯合機關が一層發展して農家の生活を豊かにする爲に多大の貢獻を爲し得る様になり度いと思ふ。

次に生計用品の共同購入をなしてゐる組合の一例として、長野縣小縣郡和信用購買販賣組合の購買事業を紹介することとする。

長野縣小縣郡和村は烏帽子ヶ嶽の山腹に位する村落であつて、總戸數七百餘の内、純小作人は七八十戸、二百戸は自作及地主で、其の他は自作兼小作である。米の生産は村内に供給して千五百俵程の餘剰となり之を村外に出す。長野縣の例として養蠶が盛であつて、年々四萬貫の繭を産出

する。その他薪炭、木材、醸造業、箕、凍豆腐、養豚、養兔等の副業がある。上田市へは一里半、大屋、田中へは各々約一里である。和信用購買販賣組合は明治三十五年に全村を區域として設立され、現在では組合員數七百名を越へ全村戸數を網羅して居る。購買事業を始めたのは大正七年であつて、組合事業には相當の經驗を積んだ後なので、爾後順調に發達し來つて居る。

村内の部落の存在する區域は南北一里半、東西一里の小區域であつて、組合の賣店は村の中央の大川にあるので、最も遠い西深井でも二十町を出ない。道路は比較的良好で、組合員の購買には不便はないが、何分村全體が傾斜地であるので、賣店より下部の部落になるに、賣店に上るよりも山下の大屋に出る方が便利な所もある。村内の小賣店は十四五軒程あるが、非常に小規模で組合の賣店に比敵するものはない。

賣店は木造瓦葺平屋建十八坪の建物であつて、周圍に陳列棚を設け、各種の物品を陳列し置き組合員は自由に選擇して買ひ得る。帽子、藥品、茶等の塵のか、らぬ様の注意を要するものは、ガラス棚に陳列し、履物、ゴム足袋等は空荷箱を積かさね、之れに配列して居る。店の中は稍暗い感じを與へるが、特に賣店の爲に作られたものでなく、倉庫を利用したものにすぎないのであ

る。別に五十五坪の農業倉庫があつて、内部を仕切り、三分の二を經濟用品の貯藏場に宛て、る。品物に依つては、直接此處で渡してゐる。

學用品は特志家兒玉氏の寄附金を基金としてゐるので、特別會計として居り、且數量、價格も零細であるので煩雜を避くる爲に賣店では取扱はず、信用部の事務所に陳列棚を設けて賣却して居る。

賣店の近くに小學校があるので、學用品の賣行きが宜しいのは勿論、組合員は兒童に掛買帳を託して日用品を購買せしめて居るから、學校の放課後は、賣店及事務所に一時に集つて來て繁忙一方でない状態である。兒童を始め凡ての購買者は非常に訓練が行届いて居て、自分の順番の來るのを待つて居る有様は他から來た者を感じせしめる。兒童に對しては將來の組合員となるものであるから、組合に於ても其の指導に特に注意を拂つて居るこのことである。

開店時間は午前八時より夕刻迄、夜間及日曜は休みである。

職員は主任一名、記帳方二名、現品係一名であつて、主任は甲種實業學校卒業後、中央會長期講習を終へ、長野縣信用購買の兩聯合會に實務を取つて居た經驗あるものである。他の職員は皆

村内の模範的有爲の青年であつて、研究的に實務に當つて居るので、執務の状況、帳簿の整理、賣店倉庫の状態は整然たるものがある。組合の側でも職員に對する待遇には特に注意をして居るので、俸給も農村としては宜しい方で、退職給與基金の積立を毎年行ふて居る。學用品の取扱は信用部の事務員が一名之に當つて、事務の餘暇に整理して居る。

購買部には日用品許りでなく、肥料の取扱もなして居るのであつて、事務員は之にも當つて居る。専務理事一名が居て、組合の全事業を日々處理して居る。

組合の取扱ふ生計用の品物は茶、砂糖、酒、醬油、魚類、罐詰類、メリケン粉、臺所用具等其の品目二百數十種、學用品は百三十餘種であつて、其の仕入は理事が過去の記録、經驗に基いて適當と思はる、分量を仕入れる。仕入先は上田が七分通りであつて、小諸の商人、長野購聯及全購聯からも仕入れる。上田の商人との取引は商人が御用聞を組合に出さしめるか、亦組合が村内の運搬人に註文書を持參せしめる。醬油は組合の役員が醸造業をして居るので、特に廉價に仕入れて居る。

經濟用品は現金賣及掛賣を行ふて居る。掛賣は毎月末日迄に仕拂はしむるを原則とし、翌月五

日までは猶豫を與へ、夫れでも支拂はぬ時は年一割二分の利息を附するのであるが、七月十五日九月十五日、十二月二十日には養蠶、米其の他の収入があるので、完済せしむるの方針に出でつつある。學用品は全部現金賣である。

經濟用品は各品目別に毎月末購買調査表を作成して居つて、繰越高、購買高、賣却高、差引残高、現在高を數年來調査して來て居るので仕入に當つて參考となる事が少くない。

年末、盆、祭の時は著しく購買高が上るので、數日前から種々な準備に忙殺され、其の日に至れば理事監事總出で、事務所の前の廣場に賣店を設けて賣却するなご農村購買組合の特色を示して居る。

時々組合取扱品及價格を表にして配布するに共に、青年會機關紙「和時報」を利用して、季節の組合取扱物品の報告や組合に關する注意を載せて、組合員との了解に努めて居る。

取扱物品の中學用品に殘品が出来るに、小學校に寄附して、運動會其の他の賞品として居る。尙學用品は別會計にしてあつて、殆ど原價に近い價格で賣却して居るが、剩餘が出た場合には和小學校に寄附して居る。大正十一年度には百十一圓、大正十二年度分は百三十圓を寄附し、運動具

の如き生徒一般の利益の爲に使用せしめて居る。

三 學用品の共同購入

學用品の共同購入はこゝさらに説明する迄もないが、最近此の方面に興味ある運動が起つて居るし、又將來の組合員となるべき小學兒童に産業組合の何たるかを知らしむるに同時に、産業組合の事業に慣れさせる上に特に効果あるものであるから、少しく書き加へることにする。

静岡縣駿東郡に於ては小學校兒童の使用する學用品の統一を計るに共に、一層有利に購入する事を感じ、郡長は各町村長を會合せしめ、協議の結果産業組合法に依る購買組合を設立する事に決し、大正十四年三月、駿東郡學用品購買組合を組織したのである。組合員の資格は郡内の小學校兒童の父兄たることを要し、出資一口金一圓、第一回の拂込を十錢とし、組合員一萬一千七百四十七名を得て事業を開始した。組合の機關は組合長一名、理事五名、監事三名、顧問として郡長、郡視學、郡産業主事補を擧げた。主たる事務所を郡役所内に置き、従たる事務所を郡内の各小學校に定め、其の總代を町村長、小學校教員に任じてゐる。主たる事務所には購買係

三名を置き、學用品の注文取纏め、その他組合事務の一切を掌理し、支所から注文申込のあつた場合には、取纏めて全國購買組合聯合會其他へ注文し、物品は仕入先より直接各支所に送附せしめる。各支所に於ては夫々購買係が居て、上級の兒童男女數名を指揮して配給する。兒童は日計の現金を、殘品を集計調査の上購買係に引渡す。購買係は毎日の受拂を整理して、毎月末主たる事務所に報告する。四月中旬から事業を始めたのであるが、同年六月末迄の約二ヶ月半の學用品購買高は二萬二千餘圓に達した。未だ日も淺いので、前途も十分豫想出来ないが、これに倣つて同様の組織の組合が同縣の富士郡に大正十五年始に設立され、二郡共に熱心に事業を行ふて居る。大正十五年二月の縣大會では小學校教科書の元賣捌を縣購買組合聯合會に許可される様に運動する件を論議してゐた。

千葉縣千葉郡には學校を單位として學用品の購買組合が多數組織されてゐて、各組合何れも全國購買組合聯合會に加入して、盛に取引を爲してゐる。全國購買組合聯合會も此等學用品の組合には特に便宜を與へることにし、鉛筆、ペン、消ゴム、クレヨン、木炭紙、筆記帳、インキ、毛筆、半紙、畫筆、シャープペンシル、運動靴等各種の物品を製造會社に委託して特製品を製造して

供給してゐる。大正十五年の新學期には以上の外、三角定規、石盤、繪具、硯箱、算盤、石筆、コンパス、紙挾、ラシヤ紙、米突尺、筆入、帽子、靴、書方草紙、硯、小刀、色紙、唱歌帳、石盤拭、鋏、裁縫箱等をも供給した。

亦地方の農學校、中學校、女學校等にも法律に依る組合乃至 申合組合が組織されてゐて、其の數枚擧の暇がない。此等は生活の經濟上の利益を計る許りでなく、經濟思想の涵養、共同精神の作興、自治精神の發達に貢獻する處多大である。共に、組合の實務は生徒が交代に行ふて居るので、事務訓練にも、商事智識の實際教育もなつて居る。學校教育上かゝる組合の占むる地位も小なるものではないと信するのである。

四 生活必需品の共同製造

購買組合が共同購入に止まつてゐたことは、假令地方的、全國的聯合會が充實を來たしただけでも、未だ其の任務を完ふしたものは云へない。これは、産業用品の購買組合の場合と同様である。進んで工業生産を行はなければならないのである。農民は自己の生活に必要なものを

製造する工場を有するに至らねばならない。英蘭卸賣組合は現在食品及嗜好品に關する工場三十四、衣服及附屬品類の工場三十七、器具家具工場二十五、其の他十二を有し、其の生産高一年三億圓に達して居て、都會地四百萬の労働者の家庭に日用品を供給して居る。我國に於ても全國の農家が團結すれば、其の生活に必要な工業製品を原價に於て購入することが出来るのである。殊に都會地に於ける消費組合が發達して來た暁には、全國購買組合聯合會及地方聯合會を通じて都會地の消費者と共同に工場を有し最も優秀なる品物を自ら供給することが出来るのである。かかる方向に迄購買組合は進むべきものではあるが、かゝる將來の事は別として、現在に於ても、小規模ではあるが生活必需品を共同で加工し、又は製造を行ふて居る購買組合利用組合は所々に見られるのである。

農家の主食物である米の精白に關する共同施設は最も多く見られる處である。營利に覺めた農家は昔ながらの足踏精白機を香氣に用ひて居る餘裕はないのである。最新式の機械も、安價な電氣の力ミを借りて手易く精白してすふ。最近精米機を設備して居る利用組合は五百十二ある。又麥壓機を有する組合は六十四、麥摺及粳摺機を有する組合は二百十八組合に達するが、此等も農

家の生活必需品たる米麥の加工に用ひられ農家の手間を省いてゐることは少なくないのである。製造を行ふ農村産業組合としては醤油味噌の購買組合が挙げられる。當局の方針に阻止されて此の種の組合は發達すべくして發達しなかつたもので、現存するものは極めて僅かである。島根縣青原組合、廣島縣久友組合、愛知縣西春組合の如きがそれである。次に其の一例として西春組合の醤油醸造事業に付き略述することとする。

愛知縣西春日井郡西春信用購買販賣組合は、大正六年村内の五個の小組合が合併して設立された組合で最近に於て組合員數九百十八名、出資總額六萬七千圓、貯金三十七萬圓、貸付金二十六萬圓、販賣額三萬八千圓、購買額四萬四千圓である。

合併當時は組合員の必要な味噌酒は主として名古屋市又は知多郡より仕入れて組合員に供給して居たが大正七年頃から價格の暴騰により經營上種々の困難を感じたので、組合自ら醸造を試みやうとして種々調査の上、大正九年十月から事業を開始することとなり、原料大豆百五十石、鹽一萬四千斤を以て第一回の仕込を行ひ、翌年十月から組合製品を供給し得るに至つた。組合員

は組合の製品を歓迎し、年々醸造高も増して大正十三年には醸造場の増築を行ひ、現在では組合員の需要總高の六割強を供給して居るが、將來一層發展の必要を感じて居る。大正十三年度に於て、醤油の賣却高は九千六百八十三圓で味噌のそれは二千七百五十三圓に達した。

設備は建物一萬二千四百七十七圓であつて、其の内譯は醸造場二棟（百五坪及二十七坪）事務室一棟（拾坪）原料置場一棟（十五坪）醸造用機械器具類四千八百圓である。過去三ヶ年間の加工部損益計算書を示せば次の如くである。

科 目	利 益		
	大正十一年	大正十二年	大正十三年
雜收入	二二七圓	二二二圓	四三二圓
精製味噌	七五七	一、〇〇六	七二七
精製酒	二、二三三	一、四六五	一、一九八
未熟味噌	三、三一九	四、一一三	五、三四二
未熟溜	五、〇九八	五、三三四	六、七八五

原料在庫品	—	一、二二一	二六二
合計	一一、六三七	一三、三五四	一、一二五
損失			
給料賞與	一、七三七	一、四一一	一、五六三
運搬費	一四八	一五五	二四九
消耗費	二二一	一六〇	一二二
雜費	二九六	三三一	八三六
税金	四一九	五四五	四八六
原料	五、二〇七	六、九二七	五、九五九
見積減損	五〇〇	五〇〇	二、〇〇〇
修繕費	—	—	二七
合計	八、五三一	一〇、〇三一	一一、二四〇
差引利益	三、一〇六	三、三二三	四、四七一

元來工業的生産は大規模に行はなければ、利益を得られず、經營其の者も成立たないのであるから、同目的の組合の普及と其の聯合機關の充實に依つて此の方面の農家の共同事業を有利ならしめねばならぬと思ふ。特に醬油税が廢止せられたから便宜が増した。

五 共同浴場

都會地の労働者に對しては設備の整ふた錢湯があつて、心地よく一日の汗を拭い去り、氣分を一新することも出来るが、農村にはかゝる便利な浴場は容易に見られない。まゝあるにしても、小さい汚穢しい浴場である。これでもあればよいが、ない場合には小作人等は氣兼ね貰湯が行水ですますのである。小さい風呂に澤山の人が入つた終ひ風呂程不愉快なものはなく、且上湯もない。個人、個人風呂を立て得られるにしても、一日の労働に疲れた人達の事であるから、跡仕末が兎角怠り勝で火災の危険も少くない。其上燃料勞力の點から考へても實に不利であるから、設備の整ふた共同浴場に如くはないのである。入浴は衛生上必要であるのは勿論激しい労働の後は此の上もない快樂である。農村に好き共同浴場を置くことは、農民に一つの慰安を與へ、農村

の生活を愉快ならしむる一策である。我國の産業組合にても特に此の點に留意して、共同浴場を設置して居る組合は少くない。其の一例として富山縣射水郡黒川村の黒川信用購買販賣利用組合の共同浴場に就て記したいと思ふ。

黒川村は北陸線小杉驛を去る約三十町の處にあり、戸數二百七十五の小村である。大正八年迄は錢湯營業の者が二軒あつたが、互に競争して經費倒れになり、廢業したので、組合がこれを引受け、設備を改善して、同年十月から事業を始めた。浴場は木造で間口四間、奥行が八間で、其の創業費二千五百六十二圓を要した。爾來引續き繼續して居るが、大正十四年に於ては開湯日數百八十一日(隔日開湯)であつて、入場人員十六萬五千二百人に達した。利用料は人頭割、比例割、遠近割、階級割の四種に依つて徴するのである。人頭割は大人一人一ヶ年一圓、小人十五才以下六十錢、比例割は人頭割三圓迄拂込の一斤に對して一ヶ年六十錢、同五圓迄四十錢、五圓以上三十錢、七圓以上二十錢である。遠近割は家の遠近に依つて等差をつけて一ヶ年五十錢から十錢迄四段に分けて居る。階級割は云ふのは縣稅戸數割を標準として組合員を三階級に分ち、一年一圓二十錢、七十錢、四十錢の差等を附してゐる。これ等の合計を徴收するのであつて、

五圓、十二圓の二回に支拂はしめて居る。利用料の額は毎年評定委員が協議して決定してゐる。組合員は入浴の度に料金を拂ふ手數も入らず、番人を置く必要もなく、非常に甘く行つてゐる。此の料金で、一斤五人(大人三人、小人二人)として最高の料金を拂ふたとしても一回一人六厘五毛にしか當らぬのであつて、我が國で最も安い錢湯である云はねばならぬ。かゝる共同浴場の設置を必要とする地方は可なりに多いではあるまいか。

六 共同理髮所

農家の家庭經濟に關して我産業組合が施設して居る事業として尙記すべきものに共同理髮所がある。現在理髮所を經營する組合は全國で十一組合である。其の一例として奈良縣添上郡治道村發志院信用購買利用組合の施設を擧ぐることにする。

同組合が理髮所を開設したのは大正十年三月十日からであつて、其の創業費は二百十二圓で、主として家屋の改造に用ひたのである。利用料は缺刈、角刈、三十錢、丸刈二十錢、顔剃十五錢である。利用料は其の都度現金で支拂ふて居る。附近の町の理髮店に比するに設備は善善く、而

も町の理髪屋は角刈三十八錢、普通三十三錢、丸刈二十五錢、顔剃二十錢を徴する上に、釣錢を其の儘與へる者が多いので組合の方が遙かに廉價で評判がよく二名の職人が忙しく働いて居る。村内に理髪屋があれば町に出て行く必要も少くなり、従つて種々の誘惑にかゝる機會もなくなる譯で、表面に現はれない利益もかなり多いに相違ない。

七 冠婚葬祭用具の共用

人生に取つて冠婚葬祭は重要な禮儀であつて、決して之を輕々に附してはならない。乍併、之を適當に行ふことは非常に困難である。娘の一生一代の事であるからこゝか、親に對する最後の勤めであるからこゝか、儀禮は祝儀不祝儀に拘らず可成丈け立派にしたいのは人情であつて、兎角過大に流れ易く、殊に農村に於ては、慣習もか、格式があつて、理由は解らないが、餘所の人の行ふて居る事をやらぬのは其の家の恥である云ふ様な事が義理堅い農民の心を強く縛つて居て、自分は何論他人にも之を強いる云ふ状態である。日常の交際でも、種々煩はしい事が繰返され農家の失費を多くして居る。良習慣は保存することに努むるに共に、出来るだけ、煩はしい慣習

は止めて、農家の無駄な失費を矯めて行かないならば、苦しい家計は一層行詰る許りである云はねばならぬ。此の點に就ても産業組合の當事者は留意して農村及農家の習慣改善の爲に努力して居るのであつて、冠婚葬祭用具を組合の力を以て設備する組合は現在四十九を算する程である。今其の二、三の例を示すことにする。

岡山縣赤磐郡鳥取上村由津里共同利用組合に於ては冠婚葬祭用調度一切を設備してゐる。之を始めたのは大正十三年五月であつて、創業費は二百二十七圓餘であるが、現品の多くは組合員の寄附に係るもので、價格は時價の三分の一位で濟んだこのことである。其の品目及び利用料は次の如くである。

品目	數量	利用量
絹紋付男羽織	一	三〇錢
女用羽二重紋付	二	三〇
女用縮緬紋付羽織	一	三〇

女用丸帯	一	三〇
麻袴	一	三〇
輪島塗本膳	二十人前	二十人前一、五〇〇 十人前一、〇〇〇
茶呑茶碗	四〇	三〇
宣徳火鉢	一對	二〇
座布團	十人前	一五
祝儀用具		一、〇〇

其他屏風半双、銚子一組、杯一組、杯臺一個、掛軸一本、花器一個、三方三個、衝立一個、熨斗一個が設備されて居る。組合員は百十戸であるが、其の利用状況は女用の着物が一番多く利用されて居る。

經營上に就ての組合の意見に依るに、設備は餘り安價な間に合せ品は組合員が喜んで利用せぬ傾向があり、組合員が大いに歓迎する様なものを設備しやうとすれば、勢ひ高價なものを用意せねばならぬ。従つて僅かの利用料ではとても收支が償はぬ勘定となる。又人情の常として自分

のものに他人のものに區別をつけて、兎角組合のものを粗末にする傾向があるこの事であるが、これ等は一層組合精神の徹底に努めて矯正せねばならぬ。

静岡縣富士郡須津信用購買販賣組合は大正十四年の始めから葬具の利用事業を開始し、二間に三間の葬具置場を三百圓で建設し、三種の葬具を六百圓にて購入し、之を十圓、五圓、二圓の利用料を以て組合員に用立て、ゐる。一回の使用に止る位牌、棺桶、七本佛、四化花臺、雨除、墓標、門位牌、辻蠟、塔婆等の如きものは購買部にて一切取揃へ、甲、四圓七十錢、乙、三圓七十錢、丙、三圓十錢にて賣却して居る。大正十四年七月六日より八月二十日迄の間にあつた七件の不幸に於て、葬具乙種三回、丙種四回、其の利用料合計二十三圓、附屬品の賣却高が十八圓五十錢になつて居る。從來ならば農村の貧困者には到底満足な葬式が出来なかつたものであるが、組合に於て低廉の費用で利用せしめて居るので、死者に對する禮を厚くする事が出来、農家の生活に儀禮を整へることが容易になつたのである。亦組合員中に不幸のあつた場合には組合は吊慰金を送り、葬式には組合長が組合を代表して出て吊辭を述べる事になつて居るものが少なくないのであつて、死者の靈を慰め、農村の人情味を濃厚ならしむる上には多大の効果がある。

組合に依つては其の事務所に廣間を有して居るものがあるから、祝儀不祝儀に當つて、之を利
用せしめて居る場合もある。

かゝる施設に依つて、家庭には常に不要な器具、衣服等の用意もいらず、嫌な思ひをして親戚
知人から借りる必要もなく、兎角失費の多い冠婚葬祭の儀式を鄭重に行ひ得る便宜が與へ得たこ
こは、産業組合が農村民の日常生活に如何に深い關係を有するかを説明して餘あると思ふ。

八 農村婦人會

家事經濟の主宰者たる一家の主婦は農村に於ては稍其の地位が閉却され勝である。主婦自身も
智識に乏しく且教養を缺き、家事に關する事さへ、戸主の獨裁に任かしてゐる例も少なくない。
農家の家政上に於ける婦人の地位を一段と認めて行くことは現在の家計の膨脹に苦しむ農家に取
りて急務であると共に、婦人をして一家の經濟を支持整理して行くだけの智識と教養とを有せし
むることに努めねばならぬ。乍併、現在の農村婦人が智識教養を缺いて居る事に就ては、農村婦
人自身のみの努力の足らぬ事のみを難する譯にはゆかぬ。事實中小農家の織弱き婦人は、背負ひ

切れぬ程の重荷の下に苦しんで居る。朝は一家の者よりも早く起きて、食事の用意を爲さねばな
らぬ。晝は主人と共に農場に出て激しい勞働に従事せねばならぬ、夕は苦しい家計を維持する爲
に副業にいそしみて、後誰よりも遅く床に就かなければならない。其の間には舊習慣にさらはれた
家庭の氣苦勞をせねばならず、子供の保育、一家洗濯、裁縫等もせねばならず、一日片時の餘暇
さてもない。農村婦人は一家の仕事に盲目的に追はれて居るのは已むを得ない事柄がある。

産業組合はかゝる農村婦人の現狀に同情して着々其の改善の歩を進めつゝあるのである。上述
した如く、共同の施設に依つて農村の家庭經濟を有利、便利に導きつゝあるのである。

日用品の共同購入、共同製造に依つて、亦共同浴場、共同託兒所の設置に依つて、電氣の共同供
給に依つて、今日まで婦人がなし來つた仕事を更に有利に、便利に、行はれる様にならしめて居
る。我が國に於て例を見ないが、米國の農村にあつては酪農組合が共同洗濯所を設けて居るもの
事であつて、農村の産業組合が家事經濟に關する共同施設を行ふ領域は益々廣くなりつゝある。
亦農業經營に於ける共同施設は一層勞力の節約をもたらずであらうから、婦人の餘暇は漸次増
し、婦人が智識を得、教養を積み、家政を處理するだけの智能を備へ得る可能性の曙光を認め得

る譯である。

乍併、婦人が假令餘暇を得たにしても、個々孤立してゐたのでは、到底十分に智能を進め得る機會は來ない。團結して適當な指導者の下に於て活動せねばならない。産業組合は此の點に留意して組合婦人會を設立してゐる。宮城縣伊具郡大内村の田村信用購買組合に於ては組合區域内の女子教育が比較的幼稚であるのを憂慮し、大正三年婦人會を設け、先づ部會を伊手區に設けた處直ちに五部會の設立を見、百十四名の會員を得た。其の會則を示せば次の如くである。

田林信用組合婦人會規則

第一條 本會ハ産業組合ノ精神ニ基ツキ家庭ト組合トノ連絡ヲ計リ風儀ノ矯正及家庭ノ改善並ニ勤儉貯蓄ノ思想ヲ涵養シテ女子ノ德行ヲ進ムルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ田林信用組合婦人會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ヲ本組合ノ從タル事務所ニ置ク

第四條 本會ハ組合員家族ニシテ十四歳以上ノ婦人ヲ以テ組織シ各部落ニ部會ヲ設置ス但組合員ノ家族ニアラサルモノト雖役員會ノ承認ヲ得加入スルコトヲ得

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、婦人部會ノ設立ヲ獎勵斡旋スルコト

二、組合ト婦人部會ノ連絡及統一ヲ圖ルコト

三、産業組合及社會教育、修身、道德、家事、經濟、衛生、育兒看護等ニ關スル講演會ヲ開催スルコト

四、農蠶業、又ハ禮式、作法其ノ他技藝等ニ關スル講習會ヲ開クコト

五、成績優良ニシテ他ノ模範タルヘキ部落又ハ善良ナル家庭ヲ選定シテ之ヲ表彰スルコト

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名 本組合長其ノ任ニ當ル會長ハ本會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

幹事若干名 本會部會書記ヲ以テ之ニ充テ會長ヲ補佐シテ事務ヲ分掌ス

評議員若干名 本會部會長ヲ以テ之ニ充テ會議ニ參與シテ事務ヲ掌理ス

書記二名 會長之ヲ選任シ會長幹事ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ヲ處理ス

第七條 本會ノ役員ハ名譽職ニシテ其ノ任期ハ各三ケ年トス

第八條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ役員會ノ議決ヲ經テ本組合理事監事中ヨリ會長之ヲ囑託シ其ノ任期ハ三ケ年トス

顧問ハ本會ノ事業ヲ援助シ會長ノ諮問ニ對フルモノトス

第九條 本會ニ要スル經費ハ本組合ノ補助金及其ノ他篤志者ノ寄附ニ仰クモノトス

第十條 本會員ニシテ不都合ノ行爲アリタルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ除名スルコトアルヘシ

第十一條 役員會ニ於テ前條ノ決議ヲ爲シタルトキハ直ニ本組合長ニ報告スルコトヲ要ス

無限責任田林信用購買組合婦人會部會規則

第一條 本部會ハ無限責任田林信用購買組合婦人會規則第四條ノ規定ニ依リ之ヲ設ク

第二條 本部會ハ田林信用購買組合婦人會部會ト稱シ事務所ヲ大内村 番地ニ置ク

第三條 本部會ニ於テ爲スヘキ事業ノ概要左ノ如シ

一、組合婦人ノ風儀ヲ改善スルコト

二、奢侈ヲ慎ミ勤儉貯蓄ヲ實行スルコト

三、家庭ノ改善發達ヲ圖ルコト

四、時々總集會ヲ催シ會員ノ親睦ヲ圖ルコト

五、無限責任田林信用購買組合ノ事業ヲ扶翼スルコト

六、其ノ他本組合長ニ於テ必要ト認メタル事項

第四條 本部會ニ部會長一名、幹事四名、書記一名ヲ置ク部會長及幹事ハ會員ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ本會長ノ認可ヲ受クルモノトス書記ハ部會長之ヲ任用シ本會ニ報告スルモノトス

第五條 部會長ハ會務ヲ總理ス幹事ハ部會長ヲ補佐シ兼テ通信傳達等ノ事ヲ分掌ス書記ハ庶務會計ヲ處理ス

第六條 本部會役員ハ名譽職ニシテ其ノ任期ハ三ケ年トス

第七條 部會長ハ事業ノ概況ヲ毎年十二月三十一日限り役員會ノ決議ヲ經テ本會ニ報告スルモノトス

婦人會ノ事業ハ組合精神ノ普及、貯金ノ獎勵、家政整理、主婦の本分、修身、道德に關する講話會、禮式、作法、割烹其の他の技藝又は産業に關する短期講習會の開設等である。亦組合主催の品評會に出品を獎勵し、貯金を實行せしむる等組合事業の實際に接觸せしめてゐる。大正十一年

末までの状態を示せば部會數九、會員數二百二十四名、婦人會の總會九回、部會の總會五十二回、講習會五十六回、品評會四回を開催し、品評會に於ける受賞者百八十一名（受賞者總數六百七名の内）貯金額二千八百餘圓である。

香川縣木田郡牟禮村信用購買販賣利用組合は大正四年一月より家庭を中心として組合附屬家庭保護會を設けて、上記のものよりも廣い目的を以て種々の事業を行ふて居る。

外國に於ては都會地に於ける消費組合の發達が著しいので、産業組合婦人會の發達も都會に於て著しく、全國的の聯合さへも諸國に見られ、一九二四年八月には國際的團體たる國際産業組合婦人會が設立され、我國も之に一名の顧問理事を出して居るのである。國際婦人協會設立の大會に於ては、農村婦人の結社問題に就ても特に力説された程で、歐洲各國に於ては今や農村の婦人を産業組合に關係して團結せしめる運動が行はれてゐる。

我國に於ては當局の獎勵に依つて、各町村に主婦會處女會等の婦人團體が設立されて、此等産業組合との聯絡も行はれて居つて、特に貯金の如きは婦人會の活動に依つて生じたるものを全國的に總計したならば相當の金額に上るであらうと想像される。これ等の團體が一層組合との連

絡をこるならば、農村家庭生活の改善に關する積極的の實際手段が講ぜらるべく、従つて兎角下され勝な有名無實と云ふ酷評は消滅して了ふであらう。地方の産業組合は強いて産業組合の名稱を附した婦人會を設けることは、農村に於て徒に重複した團體をつくるのみであるから、寧ろ既設の婦人會處女會に對して便宜を與へて、之が發達助長に努めて、共に俱に有終の美を濟すの覺悟こそ最も大切と思ふ。

第六章 農村文化の向上

一 農村文化向上の必要

農村は文化的施設に於て殆んゞ全く都會から分離して居る。近代文化の最も優れた部分は都會に集中して了つて、農村は殆んゞ其の恩恵に與り得ない云ふも過言でない、學術、藝術、娛樂、其の他都會地に於ては生活に必須な迄なつて居る文化施設も農村民の手には及んで居らぬ。都會と農村との間には同じ太陽に照らされて居ながら、明暗の障壁が築かれて居るかの如く見ゆる。農村の青年男女が近年競ふて祖先の土地を離れて、都會に走るのは此の點から見ても寧ろ當然云はねばならないかも知れぬ。明治維新以來農業の振興に付識者の間に熱心唱導されて來たものの、諸外國とは比較にもならぬ程遅れて居た商工業の發展に對して國を擧げて努力せねばならなかつた爲に、農村の住民の爲の施設は兎角閉却され勝であつた。覺めざる農民は自己を犠牲にし

て商工業の發展、都會の膨脹を助けて居たが、何時の間にか發達した都會地の状態と自己の農村の状態とを比較して始めて其の相違の甚だしいのに驚かねばならなくなつた。あらゆる文明の恩澤は都會地を限りとして一步も出ない状態である。同じ國民として、同じく國家の爲に盡力して居ながら、國民全體にて築き上げた現代の文明の恩澤に與り得ない不合理に目醒めた農民の農村文化向上の要求は心からの根強い叫びでなければならぬ。國民の六割を占むる農民がかゝる状態にあることは、識者、爲政者も充分考慮せねばならない處であつて、近時農村問題が喧しく論議さるゝに至つて漸く農村生活の向上の端緒を見出したことは云へ、未だ眞に農村に深く根を置いた施設は見られないではないか。將來これが爲には當局も、識者も、亦農民自身も大いに努力せねばならないと思ふ。

農村に深く根柢を置いて居る産業組合は、農民の生活に直接し、其の生活の不利不便を深く感じて、國及地方の財政の及ばぬ處にも、農民の爲に文化的施設を施して來て居る。我國の産業組合が範を採つたライプハイゼン氏系の産業組合も、獨逸の資本主義發達の蔭に取殘された農民の間に生れたものであるから、農民に對する厚い同情心を以て、農村の社會的教育的施設の爲に盡力し

て來て居る。ラ氏系中央會に附屬する多くの組合は剩餘金の中から幾分の金を支出して農村生活改善の爲に盡すべき旨を定款に規定して居るのを見ても明である。一九〇八年の同中央會の調査に依れば、圖書館を有するもの四百五十八組合、補習學校を有するもの二百三十八組合、俱樂部を有するもの九十六組合、集會所を有するもの二十四組合、少年學校を有するもの百八組合、小兒貯蓄銀行を有するもの百八十一組合、看護婦を有するもの三百五十七組合、治療の施設を有するもの五十二組合、吊慰基金を有するもの三百二十九組合、消防隊を有するもの百三十組合、電話を有するもの四十九組合、棺車を有するもの七十組合等である。我國の産業組合も、此の點に留意して諸種の施設を爲しつゝあるが、未だ十分な調査をして居らないので、確實な數字を挙げられないのは遺憾であるが、左に著しい例を示し、産業組合が如何に農村生活を基調として、其の向上に努めて居るかを説明したいと思ふ。

二 組合の教育事業

我國の産業組合はライフアイゼン氏系の組合の影響を受け、報徳社の流れを汲むで居るので、

組合員の訓育には熱心なものが多い。静岡縣賀茂郡仁科報徳信用購買販賣組合は(一)組合構内に報徳二宮神社を奉祠して、毎年八月十六日例祭を行ひ、(二)事務所の階上に信生文庫を置き、自由に村民に圖書の閲讀に供し、(三)慈善事業の基金を積立て、これを村内の慈善事業に投じ、隨時講演會を開き、名士を招聘して組合員の智識を進め、印刷物を隨時組合員に配布し、其の他善行者を表彰し、敬老會を開き、死亡者重病者の吊慰をする等村民の道徳の向上に努めて居るが、大正十三年迄に善行者を表彰したるもの三十名、敬老會にて物品を贈呈したるもの百八十人、吊慰したるもの七人に及んだ。亦朝起の獎勵に努めて、村民の勤勉を進め、危険物容器を村内各所に備付て村民の公徳心を向上せしめて居る。かゝる例は一萬五千の組合の内大部分のものが其の理事會を通じて行ふて居る處であつて、一々其の例を擧ぐる煩に堪えない。

従來組合は理事會に依つて、組合員の教育を行ふて來たが、其の教育を徹底的に行ふ爲に特別の部を設け様とする努力が現はれて來た。鳥取縣東伯郡西郷信用購買販賣利用組合は、大正十四年七月訓育部を設置した。其の規定及事業内容は次の如くである。

一、訓育部規程

第一條 産業組合ノ趣旨ヲ徹底セシメ之カ活動ヲ促進シ組合設立ノ本務ヲ全フセンガタメ本組合ニ訓育部ヲ置ク

第二條 訓育部ニ於テハ左ノ事項ヲ行フ

- 一、印刷物其ノ他資料ノ頒布
- 二、講習講話幻燈活動寫真蓄音器等ニ關スル事項
- 三、協議會又ハ懇話會ノ開催
- 四、組合報ノ發行
- 五、各種團體トノ連繫ニ關スル事項
- 六、其ノ他訓育ニ關スル事項

第三條 訓育部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、部長 組合長其ノ任ニ當ル
- 二、副部長 副組合長之ニ當ル
- 三、參與 理事監事顧問中ヨリ部長之ヲ囑託ス

四、部員 職員ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 部長ハ部ヲ統裁シ副部長ハ之ヲ補佐シ參與ハ部ノ活動ニ參與シ部員ハ上職ノ命ヲ承テ部務ニ從事ス

第五條 部ノ經費ハ毎年度組合ノ豫算範圍内ニ於テ參與會ノ決議ニ依リ之ヲ行フ

第六條 參與會ハ正副部長參與ヲ以テ隨時之ヲ開キ事業計劃及經費ニ關スル事項ヲ決議ス

附 則

第七條 本規定ハ大正十四年七月二十日ヨリ之ヲ實施ス

一、訓育部事業ノ内容

本組合ニ於ケル事業ハ左記ニ依リ其ノ大體ヲ行フ

イ、表彰

模範組合員及模範部長ノ表彰

優良部ノ表彰 功勞者ノ表彰

ロ、弔慰共濟

ハ、宣傳

- 一、宣傳印刷物ノ配布
- 二、講話會ノ開催
- 三、協議會懇談會ノ開催
組合經營上其ノ他ノ懇談會ヲ開キ餘興トシテ蓄音器活動寫真等ニ依リ各部落ヲ巡回
- 四、揭示板設置利用
- 五、各種團體トノ關係 各團體ト連繫シ共同相援助スル事
- 六、組合報發行
簡單ナル組合報ヲ毎月一回以上發行シ

一、組合趣旨ノ徹底

- 信用部 新規事業及事業内容
- 購買部 同上(特ニ毎月一回以上購買品現況 價格等)
- 販賣部 事業狀況 設備 其ノ他

一、經營ニ關スル事項

一、利用部 各關係事項

- 一、訓育事項 一、統計諸表
- 一、業績表 等ヲ臨時登載シ周知徹底ヲ圖リ以テ圓滿ナル事業ノ運行進展ニ資スルコト
- 二、模擬組合ノ設置

小學校ニ信用購買ノ模擬組合ヲ新設セシメ兒童ヲシテ組合精神ヲ體得セシメ實務ノ習練訓育ヲナシ第二ノ組合員タルノ素質ヲ養成訓練スルコト

ホ、文庫ノ新設 待合文庫ト併セテ役職員ノ研究修養ニ資スルコト

ヘ、敬老 七十歳以上ノ高齢者ニ對シ村ノ敬老會ニ際シ記念品ヲ贈ルコト

ト、主婦會ノ開催 各部落ヲ通シ事務所ニ招集 組合趣旨ノ徹底ヲ計リ利用上ノ懇談ヲナシ充分效果ヲ舉クル事

チ、獎勵 組合員及其ノ家族内ニ於ケル善行ヲ調査シ其ノ善行ヲ賞表シ金品ヲ贈ルト共ニ記録ヲ作り組合ニ保存スルコト

リ、家庭調和 經濟上及精神上ノ不調和ノ調停ニ努ムルモノトス

又、爭議ノ和解 村内各種爭議ノ和解仲裁及刑事問題等ノ發生防止ニ努ムルコト

ル、各種團體ト密接 諸團體ト連絡シ相互援助ヲナスコト

(村役場、農會、小學校、農事改良組合、在郷軍人會、青年團、處女會)

ヲ、耕地斡旋 自作農ノ助成及小作地ノ安定ヲ圖ル爲メ土地賣買及小作地ノ移動ニ付斡旋スルコト

本規程及事業計畫は從來理事會の手に依つてなして居たものを其の儘同様の人を以て組織する機關を以て行はしめ唯名稱のみを整へたにすぎない嫌ひがないが、かくの如く一定の計劃の下に行ふことは、從來の如く任意に行ふた場合よりも一層効果が現はれて來るものと思はれる。將來一層財力の豊かな組合に依つて、かゝる計劃が行はれるならば、組合の事業發展の爲に

効果あるのみならず、村民の知識徳義を進むる上に貢献する處は少なくないと思はれる。都會地に於てこそ近來幼兒より青年、壯年に至る社會教育、職業教育に關する施設は稍其の緒に着いた云ふもの、農村に於ては全く閑却の姿にある。町村財政は小學校教育には許す限りの施設を爲すが、其の他の教育に於ては之をなす餘裕を見出し得ないのである。都會地の社會教

育が進むにつれて從來遅れて居た農村は益々都會地の後塵を拜するこゝこなり、我國の國民生活上面白からぬ結果を來たすこゝこは明かな事である。此の際産業組合が公益機關としての機能を發揮して財力の許す限りに於て村内の社會教育に盡力するこゝこは必要のこゝこである。

組合の資力充實して有能な教育部を設置し得るに至つた場合に、同部に行はしむべき事業の概要を次に記したいと思ふ。

一、講演會 現在組合は組合員及組合員以外の者に組合の趣旨宣傳の爲に講演會を開いて來たのみならず、中央及地方の名士學者を招聘して道德、經濟、社會問題等廣い範圍に涉りて講演會を開いて居る。産業組合界には共存同榮の精神に満ちて居て、組合に關係する多數の名士學者は、組合運動の爲に特に深甚な同情を持つて居るので、遠路不便を嫌はず、此等の催しに便宜を與へて居るこゝこは他方面には見られない程であつて、組合が講演會を催す場合には非常に便宜を得て居る。講演會には多くの組合が少くも年に一回は行ふのであつて、組合の總會の際には特にかゝる催しが行はれるが、總會は株式會社の總會とは異り、組合員は唯配當のみを目的として組合の事業に就ては何等顧慮せぬ株主ではなく、組合の事業の消長は直接自己の産業、經濟

の振不振に關係して來ることであり、總會の議事も民衆的な決定をなすのであるから組合員は、總會に對して相當理解を持つて集つて來るから、講演會等を催すは恰好の事である。

二、學校教育

農村に於ては小學校補習學校の施設が普及して居るから、此の方面の普通教育乃至職業教育は、組合に於て之をなす必要もないのであるが、例外として見る場合もある。例へば愛知縣額田郡製絲販賣組合額田社は工女の爲に特に補習學校を設置して居る如きである。後述する石川縣に於ける託兒所の如きは幼児の教育に貢献する處少なくなく、町の産業組合に於ては近頃夏期學校の催をなす場合も一、二見られて來たが、將來農閑期を利用して短期の學校を開設し、成人教育に貢献する組合も出來て來るものと想像される。乍併、組合自ら學校の設置を爲すよりも小學校、補習學校に相當の寄附をして貧弱な町村の財政を援助するを捷徑と爲すこともあらう。鳥取縣弓ヶ崎の渡報徳信用組合の如きは小學校の校舍を設立して寄附して居る。

三、技術的教育

組合員の農業、養蠶、園藝、畜産、林業其他副業に關する技術的教育に就ては特別の注意を拂ふて居る組合はかなり多い。教養の方法は講師を招聘して講演會を開き、或は印刷物を配布し、品評會を開設し、組合員の生産技術を發達せしむることに熱心である。静岡縣

小笠郡笠原農産信用販賣購買利用組合では組合の製茶機械を以て共同製造を爲し、勞力の一切は組合員に於て提供することになつて居るが、機械製茶の技術を組合員に習得せしめる必要がある處から、毎年九月初旬一週間製茶法傳習所を設けて居る。已に施設してから十餘年になるが、これに依つて組合の工場には習熟した勞働力が常に用意されて居るので、製茶事業が良好に進行して居ることである。

四、圖書館

産業組合の中には圖書館の教育上の效果に考へ及び、好學の青年をして農閑期に於て修養の機會を與へんが爲、圖書室、新聞閱覽所を設け、又は村の圖書館に寄附して其の設備を充實せしむることに努力を拂つて居る。然し全體よりいふときは未だ十分ならず、其の發達は將來に待たねばならぬ。希くは理事者に於ては尙少しく此の方面に注意を拂つて圖書の蒐集を爲し、毎年連續して購入資金を支出して其の目的を達せられんことを。かくするときは數年にして優秀な圖書館を得るに相違ない。尙簡易圖書館としては、組合事務所の一部に書籍、雜誌、新聞等を置き、組合員が信用部や購買部の關係に付き、用向を濟ます順番の來る迄の待合せ時間を利用して修養せしむる方法を立つることも必要と思ふ。

五、書籍の仲介 農村には書籍の販賣店はない。それが爲に近隣の町の品不足な本屋で買ふのである。乍併、この不便は折角の好學な青年の讀書力を鈍らすこと甚だしい。殊に近頃の如く誇大な廣告に迷はされて、書籍を購入して居る農村青年の状態に至つては寒心に堪へないものがある。産業組合は將來適當な指導者を得て、農村の讀書子の爲に書籍の紹介又は購入上の便宜を圖るべきである。現在に於ては「家の光」普及特約組合として中央會の發行する「家の光」の斡旋をして居る産業組合が多数ある。「家の光」は産業組合中央會が組合法發布二十五週年記念として大正十四年五月發行した家庭雜誌であつて、道徳、經濟、家庭記事、科學、娛樂等あらゆる農村家庭に向く記事を載せた月刊雜誌であるが、中央會は農村の家庭に健全なる讀物を提供し、不知、不識の間に組合精神を普及したいと云ふ趣旨から、二十錢の廉價にて販賣して居る。普及特約組合はこの雜誌を取纏めて中央會に討文し、組合員に配達し、集金の責任を負ふて居るが、相當の割引の特典が與へられて居る。組合はこの割引されたる費用を以て組合の利益に入れず、組合の教育事業に投ずるならば、一層組合の爲にもなること共に、農村の社會教育に貢獻する處が多いと思はれる。

六、組合報 組合の業務上の報導のみならず、組合員の訓育の爲に組合報を月刊、季刊、又は隨時發行して居る例も少なくない。組合報の發行をして居らない組合は村の新聞なり、青年會報に組合欄を設けて居る。

七、奨學金 組合の事務の擧ること然らざることは事務員の能否に關するから、多くの組合に於ては事務員の養成には熱心であつて、産業組合中央會及同支會が開設する講習會には其の事務員を出して修養せしめて居る。支會の催す講習會も、組合の事業の發展と共に高い教育を必要とするので漸次講習期間が長期なる傾向があり、三、四縣にては一ヶ月又は夫れ以上の講習が毎年開かれる迄になつて居る。産業組合中央會に於ては組合事務員の爲に大正十三年から一ヶ月の實務講習會を毎年開催して居るが、これには各縣から一名乃至二名の農村青年が習學の爲に來るのである。組合はこれに補助を與へて居るのであつて、一ヶ月間東京に滞在して勉學する事は講習生の勉學の仕方に依つては、組合の實務の習得以外に、如何様にも活用出来るのであつて、農村の好學の青年にして、出京の便宜なき者に取つては、社會知識習得の好機會であること云はねばならない。事務員をかゝる講習會に出し、又は更に高等なる教育を授ける爲に教育基金を積立てること

は事務員優遇の道にもなり、且つは農家子弟の教育程度の上にもなり、組合の教育事業の一として好ましく行はれる。

八、諸團體の奨励 近頃農村には教育的意義を有する多數の團體が組織されて居る。青年會、婦女會、主婦會、在郷軍人會等其の主要なものであるが、これ等の團體に對する奨励は多くの組合が熱心に行ふて居る處である。精神的の盡力は勿論、會合所の貸與、寄附金の交付等の物質上の援助も少なくない。亦農村組合の有する團體貯金の多數は是等團體の貯金であつて、其の取扱に付きては特に便宜を取計ふて居るのである。亦組合に働く事務員は、農村に於ては知識ある青年であるから、青年會等の仕事に常に組合を中心として行はれて居る例もある。

九、娛樂 農村に健全な娛樂施設のないことは農村青年男女に取つて苦痛である。都會地に至る同様の施設を行なふことは、寧ろ農村を害することであつて、都會の惡風を農村に瀰漫せしむることになるから甚だ好ましくない。されば如何にして農村に適當な娛樂の施設を行ふべきか。産業組合に於ては組合趣旨の組合員に徹底しむることは其の生存上必要であるから、其の目的を達する方法に兼ねて農村に娛樂を提供して居る。活動寫眞、講談、人形劇、浪花

節の如きは全國到る處に行はれて居るが、娛樂に餓ゑた農民は隣村よりも雲集して來て、毎回千餘の來會者を得ることは珍らしくないのである。活動寫眞に就ては産業組合中央會は大正十四年に於て組合法發布二十五週年記念として映畫筋書の募集をして優秀な映畫を三種映畫會社に作成せしめ、縣の支會にてはこれを購入し組合と協力して農村に健全なる娛樂を提供して居る。

組合に依つては俱樂部を設けて諸種の娛樂の設備をして居るものもある。固より其の例は少ないことは云へ、組合は適當な建物を有して居るから、理事者が少しく其の注意を此の方面に分つたならば、相應な施設を爲し得ることと思はれる。

農閑期を利用して團體旅行をなすとも亦農村には最も適した娛樂の一である。從來は神社佛閣、登山等の講中を誘ひ合せて旅行をしたものであるが、組合が其の中心となつて行ふたならば、一層諸種の便宜を行へ、他地方の組合を視察し、農事の參考材料を得るなご効果が多からうと思はれる。

大正十五年から産業組合法發布の日たる三月六日を産業組合記念日に定め、全國の組合一齊に祝賀を催すことになり、第一回の祝賀は各地方の組合に依り熱心に行はれた。農村生活を基調と

した祝賀日が出来た事は喜ぶべきことであつて、回をかさねるに従つて益々有意義に楽しく祝はれて行くこと、信ずる。

組合が上述の如き教育的施設を行ふには富及財力を必要とするが如くなるも、組合員がその必要を感じる限り、又理事者の心掛如何に依りて實行は必ずしも困難ではない。又此の如き施設を爲すことは組合事業發達の爲に重要な關係を有するものであるから地方に適切な教育的施設を爲し農村の生活を向上せしめ國及地方の施設に相俟つて其の財政の及ばぬ方面に貢獻すべきである。

三 託 兒 所

近時都會地にあつては幼児の教育に就て特に注意が拂はれ、幼稚園、託兒所等の施設は著しい發達を示して、幼児の智能、體育の増進、悪習慣の矯正に貢獻する處が多い。勿論都會地に於ては適當なる遊戯物に乏しく、四圍の狀況が悪習に染み易い關係があつて特に必要な事情もあるが、農村に於ても決して此の點を等閑に附すべきではない。中小の農家にあつては主人も主婦も、老人も日々の勞働に追はれて、幼児の保育の如きは到底完全になし得ない状態である。新鮮なる空氣

と豊かなる自然物に圍まれて自由に育つて行く農村の幼児の生活を讚美し、人爲的の訓育を蔑視する論者もあるが、それは皮相の觀察であつて、少しく事の實狀を見る時は、其の生活が如何に危険に満ちてゐるかを知らざらう。身體の仕末も十分出来ない幼児が、農繁期に於て何人にも省みられない際、不慮の災害にかゝつて、命を失ふ例は珍らしませぬ。人の住む處悪習慣のなき處なく、自然に恵まれた健康地の如く見ゆる農村が其の實不衛生極まるものである。一日一家の者に省みられなかつた爲に癒ゆべき病も重くなることもある。小兒をしてかゝる危険に任かして居る母の人情として如何に苦しいものであるかも察せられる。乍併、一家の生計をさへる爲には母性愛を或點まで犠牲にしても働かねばならないことになる。かゝる實狀を憂慮して農村の社會生活の福利増進に熱心な産業組合理事者は託兒所を設けて居るのである。

石川縣河北郡宇氣村内日角信用購買利用組合は此の點に留意して大正十二年四月一日から託兒所を開始した。組合區域内の住民の幼児で満四歳から學齡迄のものを農繁期間保育するのが其の目的である。入所は毎年二期で、第一期は四月一日から六月三十日迄毎日午前九時より午後四時まで、第二期は九月一日から十一月三十日迄毎日午前八時から四時迄、休日は小學校と同様で

ある。定員は六十名で、年に依り其の数を増減する。地域内の幼児を總て入所せしめるのを原則とし、其の扶養義務者から願ひ出でしめて居る。保育料は一切徴收しないのであつて、其の經費は區域内住民の負擔金、篤志家の寄附金、基金の利子等を以て支拂ふことゝしてゐる。

託兒所の建物は二階建四十三坪であつて、教室、運動場、教育玩具等の設備は普通の幼稚園と異らない。創設費は三千十三圓であつた。課目としては計算、唱歌、手工、遊戯が定められてゐる。

施設の效果としては幼児の母は安心して戸外の作業に出ることが出来、幼児には一般柔順になり、間食等の悪習慣もなくなり、計算を教へるので、數の觀念が著しく進んだ。幼児も喜んで託兒所に通ふて居ることである。

此の種の施設は農村には未だ多く見られなかつた事であるが、殊に中小農家の爲になることでもあり、將來相當の餘裕のある組合には、これに倣つたものが出来るであらうと考へる。

四 醫 院

都會の塵境から離れて清淨な空氣の中に、新鮮な食物を食ひ、終日圃場に出て働く農民の健康状態は當然良好であるべきであるが、事實は之に反し都會の者に比して決して優れては居ない。農民は食物及飲料水の關係から大部分寄生蟲に悩まされて居ない者がなき云ふて差支ない位であつて、殊にコレラ、チブス、赤痢等の傳染病流行の時には、水道の設備のない農村が如何に危険であるかを思ふと寒心に堪へないものがある。又トラホーム、結核、胃腸病、心臟病は農民の痼疾である。かゝる状態にありながら、醫療の施設が行届かないこと云ふよりも全く缺いてゐる所が多い。急病に間に合はぬは勿論のこと、重病人でも醫者を招くことは非常な失費で、貧困な者には到底手に及ばないことであつて、癒ゆべき病人も死し、一家の頼り人や乃至は愛子も見殺にする農民の心の中を思ふ時は寔に同情に堪えない。

醫療の施設がないと共に、出産の手当をなす施設もない所がある。分娩の際適當の處理を欠くときは、乳兒の發育が不充分である許りでなく、母體の健康を害し、後々迄も害を残すのであつて、農村の乳兒の死亡率の高いのは種々の原因もあらうが、出産の際の手当の不行届に起因する處が多いことである。

かくして農村は無免許の醫師、産婆、賣藥商、筐女の横行にまかせ、誇大な賣名的詐偽的新聞廣告に利用されて、無き金を搾り取られ、困難と不安を常に感じてゐる。農民の健康を保持し農村の母子を保護する爲に適切な施設を爲すことは甚だ急務である。我が國の産業組合は此の方面にも努力してゐるのであるが、島根縣青原村の産業組合の醫療事業を紹介することにする。青原村は島根縣の西南端に位し、山間の幾つかの峡谷の部落を集めた村で、大正十三年迄汽車の便もなかつた交通不便の處である。産業組合は明治三十七年から設立されて居て、現在全村の戸数を組合員に網羅して居る。大正八年から醫院を開き大正十三年から助産事業を始めた。醫療事業は青原部落に二六坪の醫院を借入れ、隣村の醫師三名を囑託し、毎月五、一〇、一五、二〇、二五、三〇の六日間を除く外は毎日午後出勤して診察を行ひ、又往診を行ふ。醫療器械、藥品は醫院に備付てあり、醫師の處方に依つて事務員が調劑する。

治療費は、毎年四期に郡醫師會の規定に依り徴收し、往診料を除いた藥價及手術料は、内二割を組合員に割戻し、四割を醫師の報酬として支拂ひ、残り四割を以て給料、借家賃、醫療機械償却、藥品購入及雜費に充當して居る。産婆は一名だけ雇入れてあるが、妊婦は六ヶ月以内に醫師

に申込みしめ、本人の希望に依つて往診をする。分娩後の手當も同様である。診察料は一回二十錢、助産料三圓、産褥手當一回五十錢、外に遠近に應じて出張旅費一里一圓を徴する。大正十三年度中醫院の患者は千六百名、醫師の出勤日数は二百二十一日であり、産婆は九ヶ月間に三十二名の助産をなした。區域内にて組合の産婆に依らぬものは二名であつたといふ。

全國購買組合聯合會は農村に適當な醫藥がなく、賣藥は多くは極端に營利的で高價である處から、胃腸錠、解熱錠、凍傷膏、目藥、硼酸錠、驅蟲錠を調劑して家庭常備藥として配布して居るが、品質も確實で且非常な廉價であるので、各地方で好評を博して居る。

五 交通施設

都市の道路は近時著しく改善されて居るが、農村の道路は兎角閑却され勝であつて、現在の道路が不良であるのみか、道路が適當に配置して居ない爲に交通に支障の多い地方が今日でも尙多いのである。村道として町村に道路の管理が委ねられてあるが、町村の財政では到底これが改善に十分な資力もなく、村民の情實心理が差挾まつて兎角改善が思ふ様に涉らない。かくては農家

の生産上に不利益であるのみならず、農村文化の向上の上にも支障が少なくない。

産業組合の内には其の公益機關としての機能を發揮して諸種の交通上の施設を行ふて、村民に利便を與へて居るものがある。埼玉縣大里郡大幡村の有限責任大幡信用購買販賣組合は表彰記念事業として組合經營の内から毎年一千圓宛毎五年間繼續支出して村内の道路の改修をなし、貧弱な村財政を援助して居る。石川縣鹿島郡能登島は七尾沖の孤島であるが、交通が不便である爲に非常に困難を感じて居たのを、一昨年より同島の東島村の有限責任東島村信用購買販賣利用組合は、組合員の爲に發動機船を島と七尾港間に運轉して居る。船は午前八時島を發し、午前九時に七尾港に着し、組合員をして用を便せしめ、午後三時七尾港を發し、午後四時島に到着するのである。船員は組合中の漁師が當つて居る。靜岡縣庵原郡庵原村有限責任庵原購買販賣組合は客用自働車一臺を備へ、組合員に急用の起つた際實費にて用を便せしめて居る。かゝる施設も組合の財力が豊かになるに従つて、益々發達すべく、農産物の輸送機關の整備に伴ひて面目を一新する時も來るであらう。

六 電 燈 組 合

元來我が國は電氣に恵まれ、何れの農村に行つても電燈を見ない所はない位であるが、山間僻地や電氣會社の營業打算上配電の運びに至り兼ねる地方には、此の文明の恩澤に與り得られぬ處も數々ある。夜の光をよく明るくする事は家庭の團欒の上にも、夜業の上にも、又農民の知識の發達の上にも、火災其の他の災害防止より見るも最も必要なことであつて、一日も早く農村に電燈を普及せしむべきである。殊に我國の山間は流水に富み發電には都合の好い條件にある所もあるから、産業組合中には此の點に留意して電氣を供給するものもあり、大正十四年十月に於て其の數九十六組合に達して居る。此の内動力専門のものは一組合にすぎないが、三十三組合は燈火専用で、五十八組合は燈火、動力併用である。當局が産業組合に電氣施設を爲すことを許すのは既設會社の配電區域外にある不便な地方であるから、動力用として用ひられるものは少なく、燈火用のものが多い。調査組合九十四の内水力に依るもの六十四、火力に依るもの二、瓦斯に依るもの三、火力瓦斯に依るもの一、受電に依るもの二十四である。組合員數より見れば、調査組合

七十六の内、五十人以下のもの二十一、五十一人乃至百人のもの二十、百一人乃至二百人のもの十四、二百一人乃至三百人のもの六、三百一人乃至四百人のもの四組合、四百一人乃至五百人のもの三、五百人以上のもの八である。工費に就て見れば調査組合六十四の内五千圓以下二十三組合五千一圓乃至一萬圓のもの十一組合、一萬一圓乃至五萬圓のもの二十二組合、五萬一圓乃至十萬圓のもの七組合、十萬圓以上のもの一組合である。逓信當局の許可方針が一村或は夫れ以下のものを原則とし、それより區域の廣いものは許さない方針の由であるから皆小規模のものである。次に受電に依る組合の一例を挙げ、組合の経営方針が如何に組合員の爲を思ひ、深く家庭生活の團樂に迄考慮するに共に、公益事業であるに云ふ念慮を以つて村の一般生活の爲に盡してゐるかの一端を示したいと思ふ。

愛知縣額田郡龍谷村は郡の南端に位し、三方山を繞らし、僅々二百五十戸に充たぬ農村である。耕地の狹隘な爲生産物も至つて少ないが、繭は近年優良なものを多額に産する。四隣の村邑は皆電氣を通じて、文明の恩澤に浴して居るにも拘らず、龍谷村は人口稀疎な山間僻陬の地であるが爲

に、營利を目的とする電燈會社は之に電氣を導入せず、何れの既設電燈會社の配電區域にも屬してゐなかつた。偶々矢作水力株式會社が岡崎市外宮路村に變電所を新設し、之れが送電幹線は龍谷村の北端を通過することとなつたので村内有志が相寄つて電氣購買組合を設立した。大正九年十一月設立許可を得、大正十年三月に工事を終り、電氣の供給を始めたのであるが、創業當時に於て、出資金一萬八千圓（一口二十圓九百口）、組合員數二百四十三、工費一萬六千圓、購入電力十キロワット、點燈數十燭光五百三十個、電燈料は矢作電力株式會社の供給規程に依つた。事業經營には村内の龍谷村信用販賣購買組合と連絡を取り、事務も同事務所に於て取つて居る事務員は一名で技術方面を兼務し、帳簿集金は信用購買販賣組合のものが便宜取扱ふて居る。事業の経過は次の如くである。

科 目	大正 十一年度	十二年度	十三年度	十四年八月三十一日
拂込未済出資	六、九四七圓	一、七八八圓	一圓	一圓
預 金	五四	二、七八二	六、一九四	七、八〇二

未收購買代金	一九九	二	一	一一
什器	一一九	一〇〇	一〇〇	一〇〇
建築勘定	一五、〇〇〇	一四、七三一	一四、〇一九	一四、〇一九
建築材料	三八三	二四二	二六一	二六一
電器具	五七	八一	四六〇	六七六
假渡金	一九	二〇	六	六
中央金庫出資金		四〇〇	四〇〇	四〇〇
現金	一	一	一	一
借方				
出資金	一七、八六〇	一七、八八〇	一七、八八〇	一七、八八〇
借入金	三、七〇〇	一	一	一
未拂戻持分	九	一	一	一
準備金	一五〇	六五二	一、〇〇〇	一、六〇〇

積立金	七七	二九七	五〇〇	一、〇〇〇
假受金	一三	一	一	一
剩餘金	九七〇	九九七	一、五四七	?
未拂込中金出資		三二〇	二八八	二八八
特別寄附			二三五	一、七二七
購買電力				一、七二七
保管金				四四七
損益				七九

損益計算表

利益

	大正十一年	大正十二年	大正十三年
購買利益	二、七八四	二、五六四	二、六二二
工費及雜收入	二九	四〇	五八

預金利息	四七	二八	一
損失			
報酬及給料	七五	三三三	三三三
管繕費	七七二	三三七	一
通信運搬	八	一四	四
雜費	一六	三三	四九
諸税及地代	四九	二三	二三
帳簿及印刷	一二	一五	一一
旅費	二	一一	一五
見積減耗	二六六	六四〇	八〇〇
支拂利息	六三九	一六〇	一
會計	三六	四四	五五
總會費	一一	二三	二三

三年間に一千七百餘圓の減償償却と、積立金二千六百圓をなし得、事業は順調に進行してゐる。本組合は電気事業に關して組合員及村の爲に盡して居ることは次のことによく分る。

一、時間の統一 夏期は毎夜八時、冬期は九時、二分間位消燈して各戸の時計を改めしめ、村内時間の統一を計つてゐる。

二、臨時燈の取付 本村は養蠶が盛であつて、養蠶時には特に蠶室に電燈を必要とするので養蠶期になるに、引込料を徴收せずに取付、電燈料も日割計算して安價に供給をして居る。

三、公益團體の點燈無料 青年會其他團體に對しては工費、電燈料一切無料である。

四、炬燵料一夜一錢 冬期使用する炬燵は老人若くは小兒の爲に用ふるもの多き故、特に一夜一錢にて供給して居る。

第七章 小作問題の解決

近時農村問題は年々共に喧しくなるが就中其の中核をなすものは小作問題である。地主と小作人の温情的關係は漸次失はれ、地主の内には資本主義的投資の多いのを見て土地所有の不利を強調し、農村生活の不便を嫌ふて都會地に其居を移し、農業經營には與らざる者を生じ、小作人は農業經營の薄利を知り、生活の向上を慾求し、其の生活の壓迫の原因を一に小作條件の如何に歸し、小作條件の改善に對して全力を擧げて戰つて居る。一方都會地に於ける商工業の發展と共に生れたる無産勞働者は勞働組合を組織して、勞働條件の改善に努め、其の勢力年々共に加はつて居るが、其の階級闘争的意識は農村の小作人にも波及し、小作人の闘争團體たる農民組合は全國的地方的組織を以て闘争に従事してゐる。然るに當局も社會も此の問題を冷眼視して居る爲め農村の小作争議は大正六年に於て八五件を數ふるに過ぎなかつたのが、大正十年には一千六百八十件となり、大正十二年には一千九百十七件となり、大正十四年は一千七百一件となり、大正十

四年の關係耕地は六萬五千九百町歩参加人員地主二萬四千名、小作人十萬人を越えて居る。目下小作争議の激甚なる地方は愛知、岐阜、大阪、岡山、兵庫、香川、新潟等であるが、沖繩縣を除いては、他の地方も雖も小作争議を見ない所がない。近時の小作争議は必ずしも小作條件の良否に關して起るものでなく、思想的背景を有するものもあるから、從來小作争議の起らぬ所に於ても樂觀を許さない状態である。斯くして農村に於て地主小作人と對立して闘争し、農村の平和は日に亂され、農村生活の不安は彌が上にも増して行くことは、農村のみの重要問題でなく、國民全體の不安であつて、充分考慮して此が正當なる解決を計らなければならぬ。

産業組合は一定の地區を以て成立ち、其の區域内の一切の人の爲に門戸開放の團體であるから、組合員中には地主もあり、小作人もあり、又自作人もある。若し地主小作の争議甚しきに至るに、感情が背離して組合事業も亦圓滑に處理することを得ざることもあるのみならず、地方の衰頹に終るの虞れもあるのであるから、心ある地主は率先して組合の設立、經營の任に當り、何等報酬を受けざるは勿論、物質上の便宜迄も與へて産業組合の發達に努力する者もあり、爲に小作人の感情も融和し、相互の意思も疎通し、其の經濟状態も漸次良好となり、一村の平和を永く

保持する程の力ある組合もなつたものもある。又組合制度を善用して豫め小作爭議に備へ、利害の調和、爭議の防止を計畫する組合もある。利用組合に依る農地の管理の如きは後者の最も著しき例である。

地主は産業組合に土地の管理を委託し、組合は小作人に之を耕作せしめ、其の耕作方法を適當に指導するに共に、收穫の分配を適當に定めて之を確保する處の利用組合に依る土地の管理は、我國の現小作制度を改善し、地主には確實なる小作料の収入を與へ、小作人に對しては其の耕作を確保し、共同施設に依りて農産業の改良進歩を可能ならしむるの利益がある。我國の小作人は一企業者云ふべきであるが、其の資力甚だ劣るものであるが爲に、一朝凶作、虫害等に際會するに到底所定の小作料を納むるを得ざるを以て小作料の減額を嘆願することは古昔よりの仕來りであつた。又小作人には常に餘裕がないから事實減額より外に方法はない。是に於て小作料は豐年の年に收納し得べきものを以て定め、凶作の時は歩引を爲す所の謂はゞ最高小作料制度とも言ふべきものであるから、地主は一定の小作料を年々取立て得ることは限らず、小作人は一生餘裕を生ずるの時を發見するを得ず云ふ有様であつたのである。然るに利用組合を設立するときは地主

は小作料取立の手續をなくして一定額の小作料を必ず收納し得べく隨つて在來より幾分か小作料を低減しても良い譯になる。若し小作料減額の問題が起つても、それは組合と小作人即ち組合員間の問題となり歩引を爲すにしても公正であり得る利益がある。又小作人は互に相戒めて耕作を勵み、病虫害の防除に熱心し、小作料を納めて尙餘りあるものは之を積立て、其の資力を充實して社會的地位を改良し得ること、なる譯である。

利用組合に依る土地の管理は、愛媛縣温泉郡余土村にて行はれたのを最初として、兵庫、新潟、栃木の各縣にも見らるること、なつた。

余土村の信用購買販賣利用組合は近時世間に喧しき地主對小作人の爭議を未然に防止するの必要を感じ、利用組合事業として同組合の区域内に於ける全小作地を管理し、地主及小作人の兩者の中間に立ちて公平の處置を爲し、以つて爭議發生の餘地なからしめんことを期してゐるが、此の組合の本事業に着手したのは大正三年であつた。當時二人の女戸主の地主が十六町九反餘の土地を組合に提供し、組合は之を生産部（組合法改正前）の事業として組合員たる小作人と小作契約を締結した。其の後他の地主に對しても小作地管理に付相談して見たが、小作條件が一樣ならず

多少利害關係を異にする所があつた爲に、容易に其の面積の増加を見ることは出来なかつた。然るに其の後他府縣に於ける小作爭議の進展に鑑みる所あり、無條件を以て殆んど全地主が小作地を同組合に提供し、同組合の小作管理事業を完成せしむるに近き状態まで進ましめた。大正三年以來小作地管理面積の移動を示すに左の通りになる。

年 度	土地提供 地主數	反 別	耕作者の數	備 考
大正三年	二	一六、九三一〇	八九	—
同 四年	二	一五、〇六〇二	八一	小作地が自作地トナリタルモノアルニ依ル
同 五年	二	一五、三〇〇九	八四	地主ガ土地ヲ購入シタルニ依ル
同 六年	二	一五、五四一五	八四	—
同 七年	二	一五、六四二七	八四	—
同 八年	二	一六、〇〇一三	八七	—
同 九年	二	一六、〇〇一三	八七	—
同 十年	一	二、二九〇九	二八	地主ノ都合ニ依リ返地ス

同 十一年	四五	一四三、九〇〇〇	二五五	全小作地ノ八割三分ヲ管理ス
同十一年四月	五八	一四一、九〇〇〇	二五一	
同十三年十月	同上	同上	同上	

本組合所在地たる余土村の小作地は大正十年度に於て總計百七十三町七反であるから、前記の百四十町を差引いた残り二十餘町には地主、小作人間に特殊の事情があるものこゝである。

此の如き徹底的の小作地管理を行ふに至るまでの経過に就て少しく之を記して見たい。

産業組合が組合員の爲めに小作地の管理を行ふには、先づ小作契約を改廢して區々の小作條件は之を改めねばならぬ。さうして新らしき相當小作條件を定むるには、土地の生産的要件を精査して現在の地主も小作人も共に満足すべき制度を立てなければならぬ。地主も小作人も相共に満足して而も地方も亦圓滿に納まるには、各方面の代表者を以て組織する委員會を設くるに如くはない即ち本組合に於ては公平にして徳義を重んじ、且つ村内の事情に精通する者といふ資格を定めて地主側より十二名、小作人側より十二名、自作者側より十一名合計三十五名を挙げ、更に當組合の理事、村長、村農會長及農會技術員を參與して右三十五名が土地の生産力を調査する際に立會

はしむることに定めた。尙此等委員は(一)小作、料利用料の査定(二)小作料、利用料の徴収及支拂(三)各組合員に耕作利用せしむる田畑の面積並に利用期間の査定(四)各組合員より提出せしめたる契約證書の審査(五)耕作利用上の注意及指導(六)凶作の場合に於ける立毛検査及賃貸料の割引協定(七)區域内に於ける小作争議の仲裁其の他の事項を處理することに於て居る。

余土村は余土、保免及市坪の三大字より成るが右三十五名の委員中九名は保免に、他の九名は市坪に、残り十七名を便宜二組に分ちて余戸に配して四組をなし、小作地の實力調査を爲すこととし、其の審査の方法は可なりに精密なものであつた。即ち各組の委員は耕地の圖面を對照しながら耕地一枚毎に生産要件を調査し、四圍の事情を察し、耕地審査委員一人毎に採點用紙に採點を爲して土地の等級を定めたものである。調査標準は地質(滿點十二點)耕作の便否(滿點十一點)乾濕(滿點八點)の三事項を爲し、滿點を三十一點とし、之を得たる土地を一等地を爲し、零點のものを三十二等地を爲し且つ一等地の小作料を一石八斗三升とし、末等の小作料を九斗と定めたのである。蓋し本村の實狀に依り調査委員の綿密な調査及鑑定の結果である。

等級表及採點數等を掲ぐると次の通りである。

等級	地質	耕作の便否	乾濕	計	定米(小作料)
三一	〇	〇	〇	〇	九〇升
三二	一	〇	〇	一	九三
三〇	一	〇	一	二	九六
二九	二	〇	一	三	九九
二八	二	一	一	四	一石〇二
二七	二	二	一	五	一、〇五
二六	二	二	二	六	一、〇八
二五	三	二	二	七	一、一一
二四	四	二	二	八	一、一四
二三	四	二	三	九	一、一七
二二	五	二	三	一〇	一、二〇
二一	五	三	三	一一	一、二三

八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇
一〇	〇	〇	九	九	九	八	八	七	七	六	五	五
七	七	六	六	六	五	五	五	五	四	四	四	四
七	六	六	六	五	五	五	四	四	四	四	四	三
二四	二三	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二
一、六二	一、五九	一、五六	一、五三	一、五〇	一、四七	一、四四	一、四一	一、三八	一、三五	一、三二	一、二九	一、二六

上記表中に於ける定米を決定するとは簡單なるが如くに見えて實は甚だ困難な事項であつた。殊に此の小作料額の決定は本事業の最重要の眼目であるから單に調査委員の實査成績のみを以て安心の出来るものには限らない。實に本村の地主は其の出来る限りの讓歩を爲し、小作人も亦地主に對して不當の要求を爲さずする互讓の精神を發揮し其の上に地主、小作人にあらざる第三者の公平の判断を尊重したからこそ何等事無しに濟んだ。然し三大字には多少習慣上の相違もある。故に多少の取捨を必要とした。即ち大字余戸に於ては明治四十四年耕地整理完了當時確定し

た耕地整理定米を審査當時に於ける契約定米及審査定米（前記審査委員の定めたる小作米）を一筆毎に對照し、其の最高額のものに之を除きて他の二を合計し之を二分して確定定米とした。尤も從來の小作料を確定米との差が甚だしい場合には、委員合議の下に適當の増減をした。

大字市坪に於ては、明治四十年着手の耕地整理定米及審査米を一筆毎に調査し、三者の平均額を假確定定米と爲し、之を現在定米と比較して二升以内の差異は現在定米に据置き、二升以上四升未満の差異は三分の一の増減を行ひ、四升以上六升未満の差異は二分の一の増減を爲し、六升以上の差異の場合は特別理由の存するものと認め、調査委員の合議に依りて公平な方法に従ひ適當の増減を爲し、茲に修正假確定定米を得、更に之を耕地整理定米と對照して前記の方法を繰返して再修正を爲し、茲に愈々確定定米を得たのであるが、此等の方法を盡しても尙不滿な場合には、調査委員合議の上適當に増減を行つたのである。大字保免に於ては耕地整理は大正二年に完成した位であるから、其の定米を審査當時の定米と對照し、三升未満の差異を生じた場合には少額の部に据置き、三升以上の差異を來せば合議の上にて適當の増減を爲したのであるが、結局審査定米を確定米とは同一になつたのである。是等の仕事は實に容易ならざる煩雜なことはあつたが、此の地方

の人々の熱心は遂に圓滿に此の審査を終り小作料を確定したのである。實に其の勞を多しせねばならぬ。右確定定米を以て、地主も小作人も共に満足を表したから、組合は地主側より土地を預り、組合の名を以て更に各小作人に之を貸渡して利用せしむることにした。地主と組合間及組合と土地利用者間に取替した契約書は次の通りである。

賃貸借契約證書（土地提供者と組合間）

土地提供者某ヲ甲トシ有限責任余土村信用購買販賣利用組合ヲ乙トシ雙方ノ間ニ土地ノ賃貸借契約ヲ爲スニ付キ左記條項ヲ契約ス

一、甲ハ甲ノ所有ニ係ル別紙表示ノ土地ヲ大正十一年ヨリ同十六年迄乙ニ賃貸シ乙ハ之ヲ賃借シテ乙ノ組合員ニ利用小作セシムルモノトス

一、賃貸借期間滿了ノトキハ其ノ年二月十五日迄ニ雙方ノ合意ニ依リ更新スルモノトス

甲乙共ニ期間中止ムヲ得サル事由ニ因リ契約ノ全部又ハ一部解除ノ必要ヲ生シタルトキハ其ノ年二月十五日迄ニ互ニ申告スルモノトス

一、賃貸借料ハ乙ノ業務細則ニ依リ乙ノ當該機關ニ於テ査定シ甲ノ承認ヲ經テ之ヲ定ムルモノ

トス

前項ノ賃貸借料ハ毎年十二月三十一日迄ニ乙ヨリ甲ニ支拂フモノトス

- 一、賃貸借料ハ愛媛縣穀物検査合格米ヲ以テ支拂フモノトス
賃貸借料ヲ米券ヲ以テ支拂フ場合入庫ニ關スル費用並ニ獎勵米ノ控除不合格米ニ對スル割増等ハ地方ノ慣習ニ從ヒ乙カ組合員ヨリ受クル損益ノ範圍内ニ於テ甲ニ決濟スルモノトス
- 一、凶作其ノ他不可抗力ニ因リ乙カ土地利用者ナル組合員ヨリ受クル利用料ニ減殺ヲ生シタルトキハ甲ハ乙カ受クル利用料ノ範圍ニ於テ賃貸料ヲ減免スルモノトス
- 一、天災其ノ他ノ不可抗力ニ因リ地力ニ變動ヲ生シタルトキハ賃貸借料ヲ乙ノ當該機關ニ依リテ査定シ甲ノ承諾ヲ得テ之ヲ改定スルモノトス

右契約ヲ證スル爲本證書ニ通テ作り記名調印ノ上各一通ヲ領有スルモノトス

大正 年 月 日

土地提供者及組合長連署

證(利用者ヨリ組合へ)

別紙表示ノ土地ヲ賃借シ利用(小作)致候ニ付左ノ條項契約仕リ堅ク履行ヲ誓候

- 一、利用期間ハ大正十一年ヨリ大正十六年迄五ケ年トス本項ノ一年トハ前年夏作仕付ケヨリ翌年冬ノ收穫了マテトス
- 一、利用地ハ貴組合ノ承諾ヲ經スシテ他人ニ利用セシメサルコト
- 一、利用料(小作料)ハ別紙表示ノ額トシ愛媛縣穀物検査合格米ヲ以テ毎年十二月三十一日迄ニ貴組合指定ノ場所ニ持參支拂フコト但シ合格米ニ對スル獎勵米交付額ハ地方ノ慣習ニ從ヒ貴組合ノ定ムル所ニ依ルコト
- 一、利用料ヲ米券ヲ以テ支拂フ場合ノ入庫ニ關スル失費竝ニ等級ニ應シテ交付ヲ受クヘキ獎勵米ノ額ハ地方ノ慣習ニ從ヒ貴組合ノ定ムル所ニ依ルコト
- 一、利用料ヲ支拂フコトヨリ止ムヲ得ス不合格米ヲ以テスルトキハ地方ノ慣習ニ從ヒ貴組合ノ定ムル割増ヲ利用料ト同時ニ支拂フコト
- 一、利用地ニ米作以外ノ夏作ヲ栽培シタルトキハ其ノ收益ノ如何ニ不拘利用料ノ全額ヲ支拂フコト、但シ利用地ノ地下ケ又ハ地質ニ格段ナル惡化ヲ來スカ如キ作付ヲ爲ス場合ハ組合長若ク

ハ土地提供者へ合議ノ上承諾ヲ經ルモノトス

- 一、利用地ハ契約期間内ト雖貴組合カ地主ニ返還ヲ要スルニ至レルカ又ハ拙者ノ利用カ不適格ニ認メラル、トキハ其ノ年二月十五日迄ニ其ノ旨通知アラハ無償ヲ以テ異議ナク返還スルコト
- 二、契約期間内ニ於テ止ムヲ得サル事由ニ依リ土地ヲ利用スル能ハス返還セムトスルトキハ其ノ年二月十五日迄ニ貴組合ニ申出ルコト但シ貴組合ニ於テ止ムヲ得サル事由ナシト認メラルル場合ハ此ノ限りニ在ラサルコト
- 三、利用中非常ノ凶作又ハ天災不可抗力ニ依リ著シク夏作ノ收穫ヲ減殺シ利用料ノ減免ヲ受ケムトスルトキハ其ノ收穫以前ニ貴組合ノ検査ヲ受クルコト、前項ノ場合ニ於テハ其ノ利用料ノ額ハ貴組合ノ當該機關ノ検査査定ニ據リ支拂フコト
- 四、契約期間中萬一天災地變等ニ因リ著シク地力ノ變動シタルトキハ利用料ノ改定ヲ請フコトヲ得ルモ其ノ額ハ貴組合當該機關ノ査定ニ據ルコト
- 五、前各項ノ外貴組合ノ定款其ノ他ノ諸規定ヲ遵奉履行スルコト
- 六、保證人ハ連帶シテ本契約履行ノ責ニ任スルコト

右ノ通ニ候也

大正 年 月 日

.....番地

利用人、保證人連署

有限責任余土村信用購買販賣利用組合御中

以上の方法に依つて、本組合の土地管理の事業が成立したのであるが、其の結果として地主及小作者間の所得の分配は如何に變動したか。左表に依つて計算するに、田地の小作料中組合員の利用料の減額は五十三石六斗八升、畑のは四斗餘となるのである。

小作料増減調査表

大字名	提供地	反別	従來一反平均	確定定米	一反平均	平均	一歩増減
余戸	町	町	石	石	石	石	石
保免	町	町	石	石	石	石	石
市坪	町	町	石	石	石	石	石
	八五、一〇	〇、五〇	一、四六八	一、四八八	〇、九三〇	〇、〇五〇減	〇、〇五〇減
	二、八〇	〇、一〇	一、七七六	一、七九〇	一、〇〇〇	〇、〇一六同	〇、一〇〇同
	三、一〇	〇、一〇	一、四七六	一、四八二	〇、九二〇	〇、〇三三同	〇、一〇〇同

計	1,211.00	0.20	1,221	1,101	1,221	0.26	0,016同	0,020同
---	----------	------	-------	-------	-------	------	--------	--------

即ち小作者直接の利益は結局五十三石餘になつた譯であるが、本村に於ける地主小作者互に了解の下に確定小作料に同意を表し、圓滿裡に一切を擧げて組合に委任した其の道德的效果こそ何物よりも貴き利益である。尙組合と地主との間に於ける費用として、管理地の小作料一石に對して立米一升を地主より徴するのであるが、若し小作者が契約不履行の場合には、組合は一切の責任を負擔し損失に任ずることになつたのである。参考の爲本組合の定款中より此の事業に關する條文を左に掲記する。

第六十七條 本組合ニ設クル設備左ノ如シ

一、倉庫、農具

二、耕作用田畑

第六十八條 組合員ハ理事ノ承認ヲ經シテ組合ノ區域内ニ於テ所有スル耕作用田畑ヲ組合ニ提供セスシテ他ノ組合員及組合外ノ者ニ利用セシメ又ハ組合以外ヨリ耕作用田畑を借受ケ之

ヲ利用スルコトヲ得ス

第六十九條 理事ハ組合員ニ利用セシムヘキ設備ノ種類、數量、利用ノ範圍竝ニ利用申出期日ヲ豫メ組合員ニ通知スルモノトス

第七十條 田畑ヲ利用セントスル者ハ其ノ字、地番、段別、利用期間ヲ定メ其ノ旨ヲ理事ニ申立ツルコトヲ要ス、倉庫ヲ利用セントスル者ハ其ノ利用ノ方法竝ニ期間ヲ定メ其ノ旨ヲ理事ニ申出ツルコトヲ要ス

農具ヲ利用セントスル者ハ其ノ種類、名稱、利用期間ヲ定メ其ノ旨理事ニ申出ツルコトヲ要ス
第七十一條 組合員ヨリ田畑利用ノ申出アリタルトキハ理事ハ其ノ組合員ノ平素ノ勤勞ノ程度家族ノ狀況等ヲ調査シ其ノ利用セシムヘキ段別、利用料竝ニ期間ヲ定メ之ヲ申立人ニ通知ス
倉庫利用ノ申出アリタルトキハ理事ハ其ノ利用ノ方法ヲ調査シ利用セシムヘキ範圍竝ニ期間ヲ定メ之ヲ申立人ニ通知ス
農具利用ノ申出アリタルトキハ理事ハ其ノ組合員ノ農業ノ状態ヲ調査シ利用セシムヘキ種類數量、期間ヲ定メ之ヲ申立人ニ通知ス

第七十二條 組合員組合ニ設ケタル設備ヲ利用シタルトキハ理事ノ指定シタル利用料ヲ支拂フコトヲ要ス、前項ノ利用料ハ田畑ニ付テハ立米、其ノ他ノ設備ニ付テハ金錢ヲ以テス

第七十三條 田畑ヲ利用セシムル場合ニ於テハ其ノ利用料ハ支拂田畑ノ利用上善良ノ注意ヲ以テ耕作ニ従事スヘキコトヲ保證スル爲メ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ利用契約證書ヲ差出サシムルコトヲ要ス

第七十四條 組合員ニ利用セシムヘキ設備ノ利用料額ハ田畑ニ付テハ從來ノ小作料並ニ隣地ノ小作料等ヲ標準トシ其ノ他ノ設備ニ付テハ利用ノ功程ヲ參酌シ理事ニ於テ之ヲ定ム

第七十五條 前條ノ利用料ハ田畑ニ付テハ毎年十二月三十一日限り其ノ他ノ設備ニ付テハ利用終リタルトキ之ヲ支拂フコトヲ要ス但シ田畑以外ノ設備ノ利用料ハ利用ヲ終リタルトキヨリ一ヶ月以内其ノ支拂ノ猶豫ヲ請求スルコトヲ得

組合員前項ノ仕拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付其ノ仕拂フヘキ利用料ノ千分ノ三ニ當ル過怠料ヲ徴收ス

余土村は松山市に接する平坦な農村であつて理窟屋もあり判らず屋もあり統治の容易な村では

ない、然るにも拘らず村民の多数が大勢を理解し、指導者の提議を翼賛して早くも明治三十四年に村是を定め、之に従つて同四十一年に産業組合を組織し、四十四年には農業倉庫を建設し、大正二年迄に全村の耕地整理を完了するなご他の村には趣を異にした點がある。殊に農業倉庫は小作地管理を併行して愈々其の機能を發揮することに於て、小作料の如きは農業倉庫（温泉郡農業倉庫の支庫になつて居る）に於て徴收し、之を共同保管及販賣を爲し、一層其の能率を増進することに於て居るのである。

第四編

産業組合經營者に對する期待

第一章 役職員の任務

産業組合は其の靈妙な適應性を以て、洋の東西を論ぜず、人種の差異に關せず、世界到る處に其の卓越なる效能を發揮しつゝあること、及び農村并農業振興上其の有力なる活動の諸相に關して大凡を記述したが、此の組合がかくも大なる力を示すには、組合員は組合の精神を領解し、其の責任を自覺し、組合に對する忠誠に専らなるに依る所の多きは多言を要せぬが、又此の人的團體の代表者として、多數組合員の信頼を受くる組合の役員が協力一致して、其の經營宜しきを得ることも亦頗る重要である。されば予は組合役員の益々自重せられむことを促すと同時に、農村及農業振興の大任務は産業組合の双肩に懸ることを確信して、組合の基礎を愈々革固にし、其の實力を伸展せらるべきであると思ふ。而して組合の基礎に培ひ實力伸展を圖るには、經營の目標を高く掲げて、之に向つて精進しながら、而も組合内部に於ては、其の財務の整理、記帳の精確事務整頓の如き手近な要務を正確に處理する程の實力を有すると同時に、組合員の便宜を増進す

る爲に常に努力を續けなければならぬと思ふ。従つて組合經營者に對して、種々の期待があり、希望もある。予は其中特に重要を認めたる事項につき簡単に述べて見たい。

獨逸信用組合の鼻祖たるライフアイゼン氏は、嘗て「適當な理事者を得なければ、寧ろ組合を設立する勿れ」といふて居るが、寔に至言である。組合事業は、多數の人と共にする事業である。人間は五人寄れば五人、十人寄れば十人、それ／＼考が同一とは限らぬ。此等意見の違つた人々を結合せしめ、同一の目的に向つて精進せしめやうとするのであるから、餘程徳望のある人が中心となつて働かねば、統一は困難である。此の徳望なるものは公正から起る。私心があつてはならぬ。至誠一貫、組合員の委託に背かず、確立した方針は斷々乎として行ふの勇氣と決心を以て進む人こそ、理事者としての適任である。然るに多くの組合に於ては動もすれば或は情實因縁に依り、或は徒に門地の高下に依つて選任の標準を定め、或は目前の黨派心や階級思想に囚はれて、地方永遠の不利に氣付かぬ者のあるのは嘆はしい限りである。農林省の調査に依るに産業組合法發布以來、大正十四年末までに任意解散を爲したる産業組合の總數六千三十一中、組合役員及役員と組合員との關係が解散の原因となるもの千二百十三の多きを見て明であらう。是れ

役員を選任につき深く戒心を要する所以である。又組合長若は専務理事の重職を占めながら、組合事業の性質を解せず、實務に當るべき何等の經驗知識を有せず、事務の一切を擧げて之を事務員に一任する者などもありて、爲に組合の成績擧らず、組合員に損害を與へるが如きこともない譯ではない。故に常時組合事務を掌理し、其の責任を盡すべき地位に在る者は、事業經營上必要なる知識経験を修得することを平素から心掛くべく、其の選任に當りても此の點に留意する所がなければならぬ。

組合の理事者の數は三人以上が常である。而して其の専務たるに然らざるに論なく連帶して其の責任を盡すべき筈の關係に置かれてある。従つて一二の理事に全部の仕事任せ、他の役員が何等關知せざることは其の當を得ぬ、故に、必ず毎月數回又は一二期を定めて役員會を開催して重要事項を協議決定し、其の會議の内容に付ては其の要領を記録し置くべきである。監事は此の會議に出席して、組合事情に通じ置くべく、組合を邪路に引入らしめざる様細心の注意を要する。

組合の監事は、組合員に代つて、組合の財産、組合の事業及理事の業務執行を監査する責務を

有するものであるが、事實此の任務を眞面目に盡す人の甚だ少ないのは、痛嘆に堪へない。尤も組合の事務は複雑多岐に亘り、會計監査の専門的知識の無い者は充分其の任務を盡し得ない事情もあるから、専門家に依頼して其の缺を補ふの必要もあるが、それにしても監事自ら其の任務の重大なるを自覺し、定時若は臨時に監査を行ひ、組合内部に間違の起らない様にする必要があると思ふ。若し徹底的の監査を行ふことを必要とするならば、産業組合中央會に依頼すべきである。同會は大正十三年以來組合の依頼に依り、専任職員をして親切なる指導的監査を爲さしむることにして居るからである。又中央會の府縣支會に於ても適任者あるときは、其の依頼に應ずべき準備があらう。又監事は組合に理事が契約を爲し、訴訟行爲を爲す場合には、必ず組合を代表して、其の任に當るべく、他の理事者が代行することは許され得べきではない。

組合には理事の執務を補助する爲には、組合の種類に依り異なるも信用評定委員、技術員、検査員、事務員等がある。就中常務者たる事務員は縁故等に依らず、適任者を採用すべく、安心して其の事務に當り得る様にする爲には、待遇をよくし、講習會等修養の機會あるときは出来るだけ都合して其の向上に努めしむべきであるが、之と同時に、職責を明確にし、執務振を親切なら

しめ、而も誤謬錯誤に陥らしめざる様監督を加ふることが肝要である。組合事務の複雑を加ふるに従つて、事務の分擔細密なるべく、局部的な自己分擔の事務さへ完了すれば、他の係りには、如何なる迷惑を掛くるも可なりとするが如きことなく、組合事業なるものは各自分擔事務の調和ある遂行なることを自覺せしめ、協力事に當るの精神を保持せしむることが肝要であらう。それに加へて、高潔な人格を玉成して、内外の交渉事項から起る一切の誘惑から打勝つにあらざれば、到底産業組合の理想を實現すること能はざる所以を確信せしめねばならぬ。産業組合の事務擴大するに従ひ、日常取扱ふ金銭の高は多くなり、預け先の利害が甚大となり、取引先の交渉は重大になるに、所謂魔がさすことがないにも限らぬ。これは最も心して避くべきで、名譽ある地位を抛たねばならぬ様な悲惨な出來事は、産業組合界に於て絶無ならしめる様致したいものである。

第二章 組合事情の周知

組合の業務執行に關しては、固より理事の任務として全責任を荷ひ、最善の途を盡すべきであるが、元來組合なるものは、組合員の爲に存在するものであつて、組合員が組合内部の事情をよく知るに否かは事業運用上に影響するこの多大なるものがある。故に組合事業の状況は之を組合員に周知せしめ、組合の利用を普からしむるに努むべく、之が爲には組合報を配布し、講演會を開き、其他集會の節には組合方針を宣明する等に努むべきである。世には組合員の多數を憚り總代會を設けて萬事總代のみに謀り、組合員に組合事業を知らしめやうと試みぬものもあるやうであるが、それは甚だ忌むべきことである。元來總代會の制度を設けた理由は、明治三十九年組合法を改正するに際し、事實上の販賣組合たる確氷社、甘樂社及下仁田社を組合たらしめやうとしたのであるが、其の區域が已に數府縣に跨り、總會を開くことの不可能なこゝ及び、當時未だ聯合會の設立を認むるには尙早な事情もあつて、總代會を認めたのであるから、千五百人以

上の組合員を有する組合でなければ總代會を設けることが出来ぬといふ重い條件が附せられて居た、後此の制限が千人以上となり、更に今日は五百人以上となつて居るが、集會所の無い地方ならば兎も角、然らざれば、萬障を排して總會を招集し、衆議に諮り衆議を以て萬事を決するこゝに爲し、成るべく總代會は之を設けぬ方がよいと思ふ。眞に已むを得ず總代會を設けたときは、其の協議の詳細を組合員に周知せしむるの方法を探るべきである。或る地方の實例に於ては、總代間に於て競争が起り、幹部乗取策を講ずるなき、少數總代會に種々の陰謀を爲す者があり、折角築上げた組合の基礎を危からしむるが如きこゝもある様である。戒しむべきことである。

第三章 事業經營の方針

産業組合の種類は多く、其の遂行せむべき事業は所在地の實情に従ひて千差萬別であるが、其の經營の方針を樹つるに付ても一概に論ずべきではないが、各地方の各組合に共通な重要事項を擧ぐることにする。

第一は組合員に關してである。已に設立された組合又は設立せむべき組合に於ては、産業組合の性質に鑑み、其の門戸を開放して差支なき限り組合の事業に依つて便宜を得んべき者の加入を歓迎し、出来るだけ組合員數を多くし、組合員には組合事業の内容を知らしめ、其の實力に應じて普く組合事業を利用せしむるに同時に、組合規約を嚴守して忠誠を盡さしむべきである。瑞西國バーゼル市の購買組合は、組合の賣店に於て購入を爲さるる者を組合員として待遇せぬことにして居るのこゝである。實に産業組合は組合員の爲に起り、組合員に依つて維持せられ、組合員に依つて發達するものであるからである。又組合は其の活動を有效ならしめ、諸種の便宜

を得むが爲に、地方的聯合機關を形成して相互の關係を密接ならしむるに共に、進んで産業組合中央金庫、全國購買組合聯合會の如き全國的聯合機關との聯絡を保ち、以て全國に亘る産業組合組織全體の圓滿な發達に貢献する所がなければならぬ。かくすれば金融買其の他に關して、全國五百萬の農業者は、其の業務經營上に多大の便宜を得るに相違ないと思ふ。

尤も組合員のみで組合の業務は運用せられぬ。業務所要の資金は必ず入用である。是に於てか組合の自己資金即ち拂込出資金及準備金其の他の積立金を多くし、信用の基礎を鞏固にし、組合員の利害を密接ならしめ、且經濟事情の變化に應じて宜しきを制するの備へを充分に爲し置くべきである。又常に組合財産の安全を圖り、何時解散しても組合員及び員外の利害關係者に損害を及ぼすことの絶無ならむことに心掛け、積立金及び餘裕金の管理に付ては主として信用組合聯合會及産業組合中央金庫を利用すべく、銀行預金に付ては情實は堅く之を排し、其の預入銀行の信用に注意すべく、有價證券は最も確實にして世間の信用高く、容易に換價し得べきものを選び、之を保護預けを爲すなき確實の上にも確實を期せねばならぬことを思ふ。

以上は各組合に共通な事項を擧げたのであるが、次には信用組合、販賣組合、購買組合、利用

組合及農業倉庫等の事業經營上に付て希望事項を述べることにする。

信用組合の要務の一は、資金貸付に付用途の選擇宜しきを得、因つて以て地方の繁榮及組合員の事業發達の爲に努力することである。普通銀行や貸付業者の行ふが如き返済の確實を保證すれば足るものは自ら異なり、貸付金に依つて、組合員の米麥作や養蠶や農業加工等の上に便宜を與へ、従つて組合員に幸福を齎らすべきや否やを考慮し、組合員に應じた資金の融通を爲すに在る。而も之を爲すときは公平を旨とし、組合資金の状態に鑑みて定めた貸出最高限度以内に於て貸出高を決定し、情實は之を排し、放漫は堅く之を戒しめねばならぬ。若し事情が許すならば、組合役員には一切貸出を爲さず又は之を制限することが肝要の地方もあらう。而も資力薄弱なれども勤勉で眞面目の力農たる組合員には、特に適當な償還計畫を立てしめ、便宜な方法に依りて貸付を行ふを可とする。貸付金を爲すと同時に一方には毎月一定額の貯金（貸付金高の一割以下にて實行し得べき金額を定む）を爲さしめ、元利支拂の際の外拂出を許さぬが如き其の一方法であつて、例へば嘗て加納子爵が入新井町の信用組合に於て實施せられた約束貯金を條件とした貸付を行ふが如きは夫れである。又貸出金は期限通り必ず返済せしむべく、延滞金の

回収や整理は常に力めて之を爲すべきである。又組合としては出来るだけ低利の資金を貸出す様にすべく、之が爲には、出来る限りの努力を以て貯金の獎勵に努むべきである。尤も貯金は比較的高き利子を以て預るに、之が運用に當り無理を爲さねばならぬ虞れもあるから、其の組合固有の便宜を以て組合員に勤勉を奨め、貯金の資源を養ひ、組合員及家族の手に死蔵せらるゝもの乃至零細なるが爲に資金として活用なき金銭は總て之を組合に集むる様にすれば、必ずしも高き利子を拂ふに及ばぬ。之に反して大口の金は本來足の早いもので、高利を以て誘ひたるものは、他に更に高き利子を拂ふものがあるに、組合に長く止まることはない、而も高利の貯金は其の運用に困難を感じるのを常とする故に、組合に於ては大海の心を以て心となし、細流を拒んではならぬ。否な寧ろ此の細流こそ涸れず、減ぜず、長く組合の資源となることが多いのであるから、之を重んじて、貯金の増加を圖り、地方の高き金利を低下し、我が國の通弊たる高利を排除する爲に努力すべきである。

信用組合は獨り貸出及貯金の二業務に依つて直接組合員に便宜を與ふるに止まらず、それに關係した組合員の利便を圖り得ることがあらば進んで組合員と共に其の方法を立つべきである。組

會員の納税、保險掛金の爲に特別貯金の計畫を爲し且之が代納を爲す如きは其の例である。販賣組合に於ては、組合所在地に於ける主要生産物は之を組合に集めて販賣する計畫を立て、其の實行を期せねばならぬ。販賣組合が成立した以上は、組合員をして忠實に其の約束を守り其の生産物を必ず組合に提供せしむべく、組合は其の信任に背かず、其の最善の努力を爲さねばならぬ。新販路の開拓、既得市場の擴張等に付きては一組合のみ其の任に當るよりも、同目的の下に設立せられて居る他の組合と協同して聯合會を設け協力すべきである。生産物は受託販賣を原則とすべく、其の場合に金融方面の圓滑を圖ることも肝要である。消費者の購買組合は農産物販賣組合の好華主に相違ないが、協定に不馴れの爲か今日までは聯絡が充分に出來て居らざることは遺憾である。農會の農産物販賣斡旋所は、近頃世間に認められかけて來た様であるが、將來は組合と充分な聯絡を保つにあらざれば、必ずしも好成绩を以て進むものは思はれぬ。予は衷心から販賣組合及農會相互のよりよき領解の下に、農家の生産物販賣を有利ならしめたいものご期待してゐる者である。

購買組合につきては、品質の良好な肥料種苗、有效なる農具機械等の仕入に付取引先の選定を誤らず、聯合會との取引の發達に付常に留意すべく、生計用品に關しては、組合員の生活の安全を得せしめ、力めて農家經濟の不如意を脱せしむるを目途として取扱物品を選ぶべく、代金の取立等に付きては、後に累を残すが如きことなき様注意すべきである。殊に組合の在庫品の棚卸は之を行ふ手數甚だ煩はしきに相違なきも、必ず定期に行ふことを忘れてはならぬ。

利用組合に於ては其の行ふべき事業の種類に依りて種々の場合あるべしと思ふが、餘りに進み過ぎたるごに熱中してはならぬ。組合員の利用の程度もあり、組合として調達し得べき資金の關係もあるべく、收支の計算も組合員に直接間接の損害を與へない程度でなければならぬ。但し比較的多くの費用を要する工事に就きては、専門家の指導を請ふごは甚だ肝要である。如何に利用組合の目的は善良であつても、適當な手段に於て缺くる所があつては測るべからざる損害を組合員に及ぼすごもあるからである。

農業倉庫は徒に保護の厚きに眩惑せず、地方の必要に應じて之を行ふべく、米穀の如き重要な食用品を販賣するものに在りては、よく金融方面との聯絡を講じ、成るべく平均賣の方法に依るごを爲すべく、投機に亘るが如きごは嚴に之を戒しむべきである。爾の生産多き地方に於

ては、乾糶装置をも倉庫に附屬せしめて、其の商品化に資すべき必要のあることは多言を要せぬ。
 此の如きは各産業組合が日常其の業務を進むる上に於て平素心掛くべき大綱であるが、此の種の平凡なこゝでも満足に之を行ふことは寔に容易なこゝではないのである。是れ産業組合は本來組合員間の精神的結合が中心であり、連帶責任觀が連鎖である。之あればこそ正直の資本化は可能となり、道徳と經濟と並行し、少量の生産物も商品たるに適し、所得少なき人々の購買力を大ならしめ、事業經營及生活の改善も亦之を實現し得るのである。寔に精神的方面の組合的訓練を忘れては、産業組合は無いも同然なりと思ふのである。故に予は産業組合關係者に對して、巻頭に述べたる「産業組合の精神」を回顧せられむこゝを庶幾はねばならぬ。

産業組合問題（畢）

大正十五年十一月一日印
 大正十五年十一月五日發
 昭和二年十一月二日再

刷行版

産業組合問題 奥附
 定價 二一圓

著者 志村源太郎

東京市本郷區弓町二丁目二十五番地

發行者 鈴木利貞

東京市小石川區久堅町百八番地

印刷者 君島潔

東京市本郷區弓町二丁目二十五番地

發行所 合資 日本評論社

振替東京九六七八
 電話小石川一九七一



衆議院議員 清水 長郷著

農村財政

四六判二八二頁上製函入
定價二圓 送料十八錢

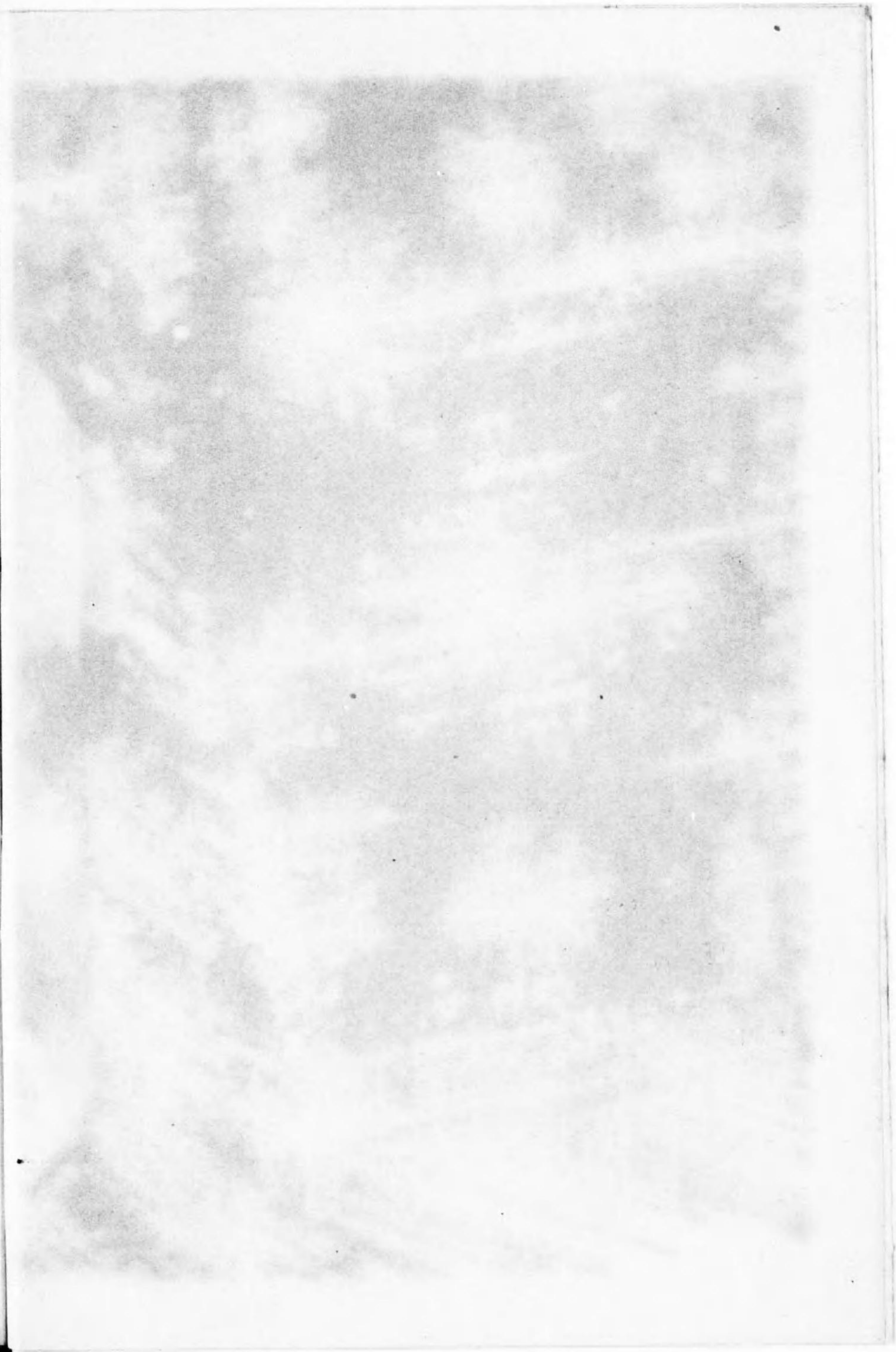
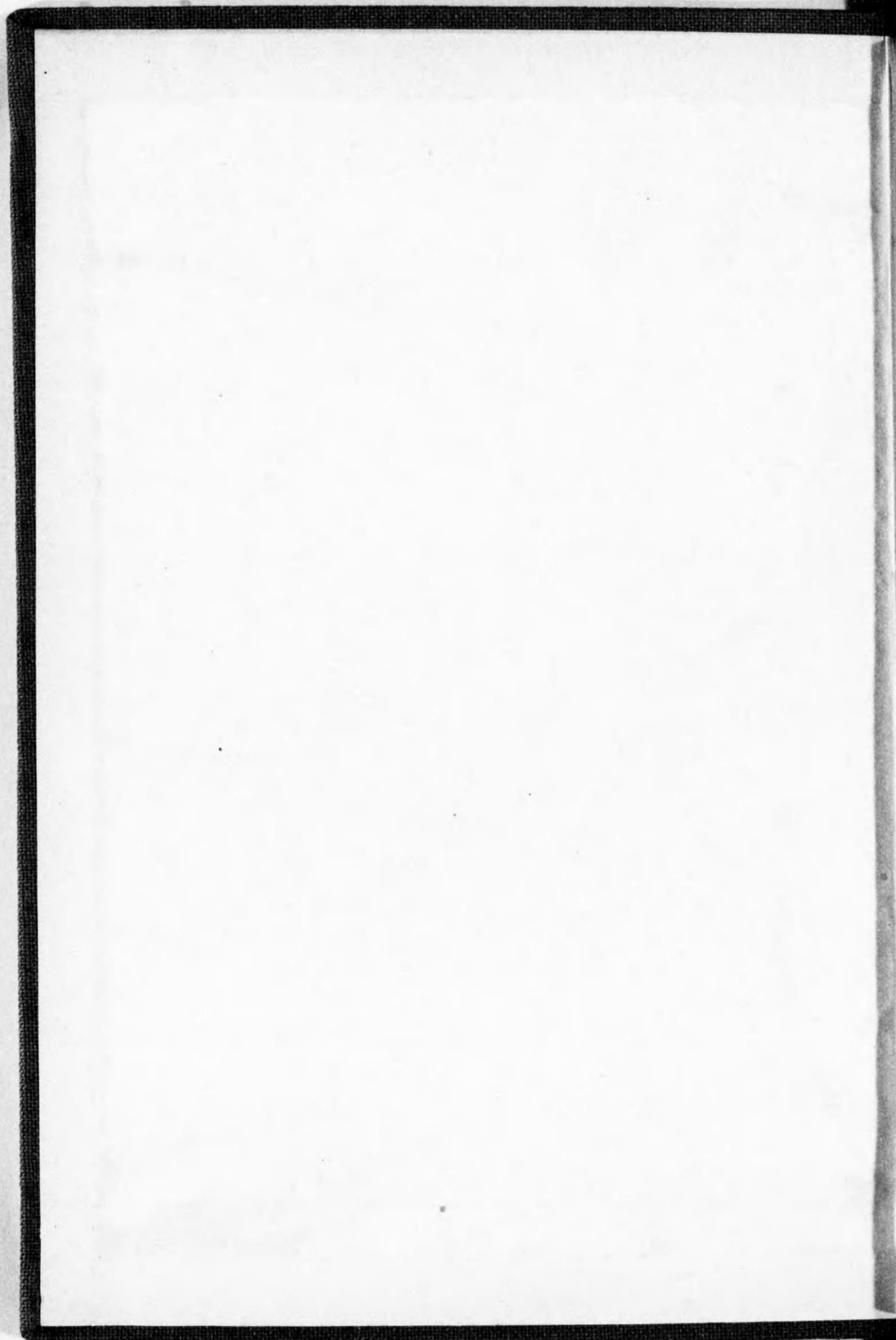
農村振興の聲のみ徒らに喧ましくして何等見るべき農村救済の實の舉がらざるは識者の深憂とするところである。本書は四百有餘議員中、農村財政に最も深き蘊蓄を藏する著者が、如何にして刻下農村の過重の負擔を軽減せしめ、更に之に有力なる獨立財源を賦與せしむべきかを説きたるもの、敢て農村人並に識者の一讀を望む。

東京朝日 牧野 輝智著
經濟部長

農業金融

四六判二八三頁上製函入
定價二圓 送料十八錢

農業金融問題は農村問題の中樞であつて、解決の焦眉を要する問題である。著者牧野氏は東朝經濟部長にして農村經濟の研究者として世に識らるゝこと既に久しい、今年の研究と調査と、加ふるに豊富なる材料によつて、吾國當面の問題たるこの農業金融に一大光明を燈せるもの即ち本書である。



終

